

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 8月31日

【発行者名】 B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン
(Scott Lennon, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、ジョージタウン、
エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・
サービシズ(ケイマン)リミテッド気付
(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin
Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6番 1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴
同 玄 場 光 浩

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6番 1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
メロン・オフショア・ファンズ -
エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド
(Mellon Offshore Funds -
Emerging Currency Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
5,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

メロン・オフショア・ファンズ - エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

(Mellon Offshore Funds - Emerging Currency Bond Fund)

(注1)メロン・オフショア・ファンズ - エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド(以下「**ファンド**」または「**シリーズ・トラスト**」という。)は、アンブレラ・ファンドであるメロン・オフショア・ファンズ(以下「**トラスト**」という。)のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託(シリーズ・トラスト)を設定できる仕組みの投資信託をいう。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

(注2)日本において、ファンドの名称について「**メロン・オフショア・ファンズ**」を省略することがある。

(注3)用語の定義については、本書別紙A「**定義**」を参照のこと。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、円建ての受益証券について本書により募集が行われる。(以下「**ファンド証券**」または「**受益証券**」という。)

ファンド証券は追加型である。

ファンド証券について、B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド(BNY Mellon International Management Limited)(以下「**管理会社**」という。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とする。

(注1)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り日本円をもって行う。

(注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行(売出)価格】

取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格

(注1)受益証券1口当たり純資産価格は、便宜上1万口当りに換算した価格で表示されることがある。

(注2)受益証券1口当たり純資産価格に関する照会先は、後記「(8)申込取扱場所」に同じ。

（５）【申込手数料】

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。ただし、受益証券が発行された月の翌月1日から5年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払い販売手数料(以下「**C D S C**」という。)が、販売会社により請求され、管理会社に支払われる。(C D S Cについては、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(2)買戻し手数料」を参照のこと。)本書の日付現在、日本の消費税および地方消費税(以下「**日本の消費税**」という。)はC D S Cに対して課せられない。

受益証券の購入後の経過年数	C D S C
2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%
4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

(注1) 受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月1日から計算される。

(注2) C D S Cの金額は、最も低いC D S Cの料率により計算される。すなわち、投資者は、C D S Cの課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

(6) 【申込単位】

当初申込 100,000口以上1口単位

追加申込 10,000口以上1口単位

(注) 管理会社は、その単独の裁量によりその時々上記の最低当初申込口数および最低追加申込口数を放棄または変更することができる。

(7) 【申込期間】

平成27年9月1日（火曜日）から

平成28年8月31日（水曜日）まで

(注1) 日本における申込受付時間は、原則として午後3時まで（東京時間）とする。

(注2) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(8) 【申込取扱場所】

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

ホームページ：<http://www.smbc.co.jp>

電話番号：0120-56-3143（通話料有料）東京：03-5745-5051 大阪：06-6258-0012

平日・土・日・祝日 9:00~21:00 1月1日~3日と5月3日~5日を除く。

（以下「販売会社」または「日本における販売会社」という。）

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

投資者は、原則として日本における申込日に、日本における販売会社に対して申込金額を支払う。投資者と販売会社との受渡しは、約定日（日本における販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、日本における申込日の日本における翌営業日となる。（以下「国内約定日」という。））から起算して日本における6営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、日本における販売会社が定める方法により、精算が行われる。

申込金額は、日本における販売会社によって保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンドの口座に、関連する取引日後6受渡営業日以内に円貨で払い込まれる。

(注) 「受渡営業日」および「日本における営業日」とは、日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(10) 【払込取扱場所】

前記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

申込証拠金はない。ただし、投資者は、原則として日本における申込日に日本における販売会社に対して申込金額を支払うものとする。

(ロ) 引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の、受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の募集を行う。

管理会社は、S M B C日興証券株式会社をファンドに関する代行協会員に指定している。

(注1) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいう。

(ハ) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。また、申込金額は、円貨で支払うものとする。原則として、申込みをした者は日本における申込日に、日本における販売会社に対して、申込金額を支払う。投資者と日本における販売会社との受渡しは、国内約定日から起算して日本における6営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、日本における販売会社が定める方法により、精算が行われる。

申込金額は、日本における販売会社によって、保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンドの口座に、関連する取引日後6受渡営業日以内に、円貨で払い込まれる。

(ニ) 日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

メロン・オフショア・ファンズ・エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド（以下「**ファンド**」または「**シリーズ・トラスト**」という。）は、アンブレラ・ファンドであるメロン・オフショア・ファンズ（以下「**トラスト**」という。）のシリーズ・トラストである。

アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託をいう。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

信託金の限度額は、定められていない。

シリーズ・トラストの表示通貨は米ドルである。円貨で受領した申込金は米ドルに転換され、副投資運用会社により投資ポートフォリオは米ドル建てで運用される。受益証券の表示通貨は日本円である。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（2004年6月30日付補足信託証書により改訂済）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

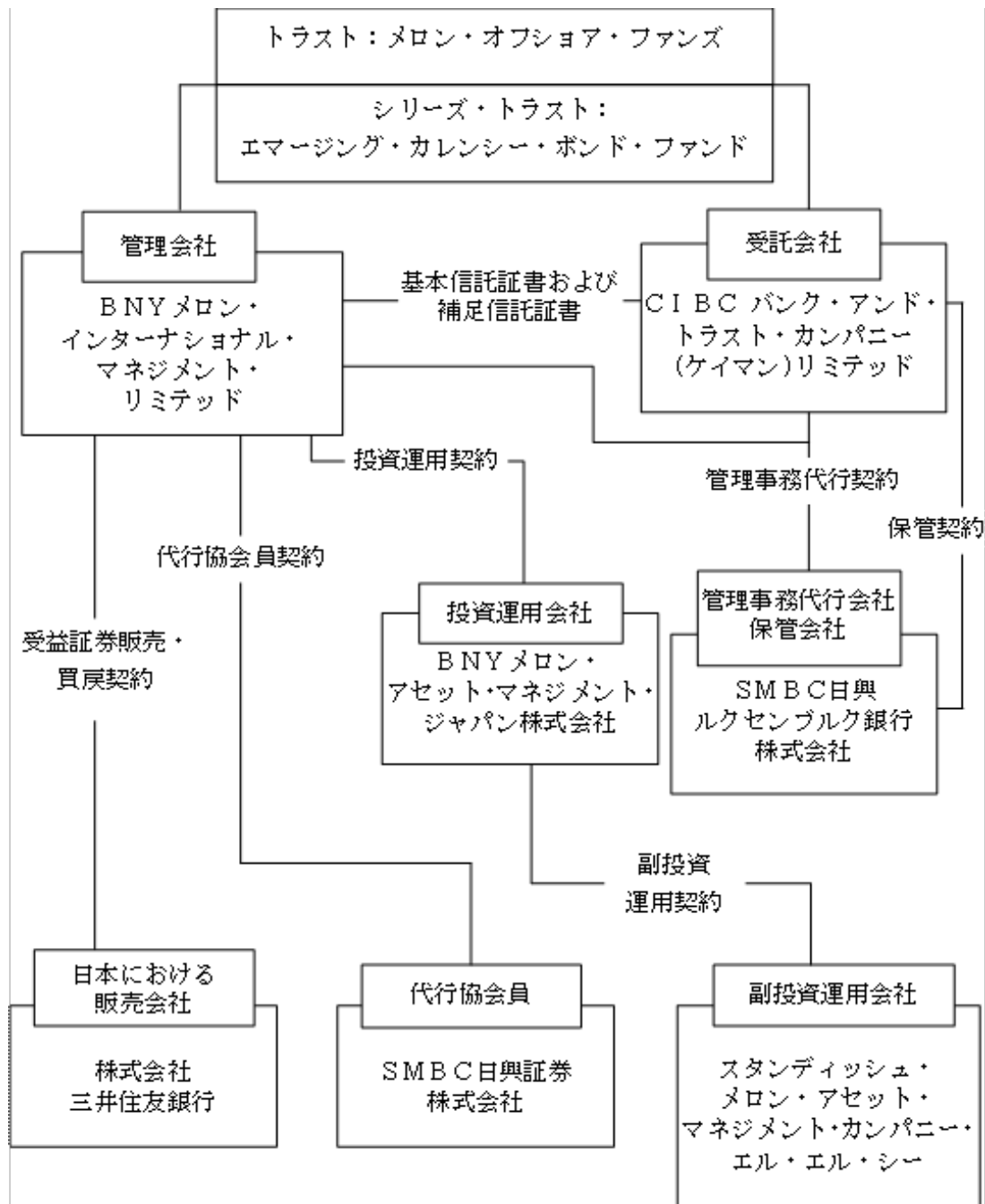
ファンドの投資目的は、現地通貨建ての新興国債券およびその他の新興国債務証券（これらのデリバティブ（派生商品）を含む。）に投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。

（2）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年6月30日	基本信託証書を変更する補足信託証書締結
2012年7月18日	ファンドに係る補足信託証書締結
2012年8月13日	日本におけるファンドの募集開始
2012年8月29日	運用開始（設定日）
2015年7月31日	2012年7月18日付のファンドに係る補足信託証書を改訂する補足信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	信託証書（以下に定義される。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定している。
C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書（以下に定義される。）を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2012年7月18日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約を締結することにより管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定している。また、2012年7月18日に受託会社との間で、2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することにより保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定している。
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2012年7月19日に管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定している。
スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー	副投資運用会社	2012年7月19日に投資運用会社との間で、副投資運用契約（注4）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定している。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員	2012年7月18日付で管理会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注5）を締結。代行協会員業務について規定している。
株式会社三井住友銀行	日本における 販売会社	2012年7月18日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（改訂済）（注6）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約である。

- (注4) 副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社である。

() 事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含む。

() 資本金の額

2014年12月末日現在の資本金の額は、246,310円で、全額払込済である。

管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2014年12月末日現在、約62億円である。

定款およびケイマン諸島の会社法（2013年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

() 会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月1日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

() 大株主の状況

(2014年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 19711 デラウェア州、ニューアーク、 ホワイト・クレイ・センター・ドライブ 100番102号	2,000株(注)	100%

(注) 内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（2004年6月30日付補足信託証書により改訂済）（以下「基本信託証書」という。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されている。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2012年7月18日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（2015年7月31日付補足信託証書により改訂済）（以下「補足信託証書」という。）（以下、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づきエマージング・カレンシー・ボンド・ファンドをシリーズ・トラストとして設定および設立している。

信託証書はケイマン諸島法に準拠する。エマージング・カレンシー・ボンド・ファンドの受益証券の所有者（以下「受益者」という。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）の規制も受ける。

準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除く。）受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

後記（６）「監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）（リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2012年改訂）により改訂済。）（以下、総称して「ジャパン・レギュレーション」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはC I M Aが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わねばならない。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきC I M Aにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、C I M Aの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に定められた国もしくは地域またはC I M Aにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3に定められた国もしくは地域またはC I M Aにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、C I M A、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、C I M Aに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）C I M Aへの開示

トラストの出資者持分に関して目論見書が発行されなければならない、かかる目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、ジャパン・レギュレーションに規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けまたは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなすうるために必要なその他の情報が網羅されていなければならない。目論見書はC I M Aに提出されなければならない。

トラストは、C I M Aの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内またはC I M Aが許可する延長期間内にC I M Aに提出しなければならない。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、C I M Aに直ちにその旨および理由を書面で通知する。

- ・ その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・ 投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・ 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2013年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

トラストは、その会計年度の終了後6か月以内または当該目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ジャパン・レギュレーションに従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれている年次営業報告書を作成しまたは作成させ、かつ、出資者にこれを交付しまたは交付させなければならない。

2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社または管理会社が設立文書または目論見書に定める規定に従ってトラストの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに（ ）受託会社に書面で報告し、（ ）その書面のコピーおよびその書面に適用される証拠をC I M Aに提出しなければならない。さらに、その書面または相当の概要がトラストの次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合には、その半期または定期報告書に含まれなければならない。

管理事務代行会社は、（ a ） Trustの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および（ b ） Trustを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、Trustの事業を記載した報告書をC I M Aに提出するか、またはこれを指示しなければならない、当該報告書にはTrustに関する以下の内容が含まれなければならない。

- （ a ） Trustの名称（過去の名称を含む。）
- （ b ） 投資者により保有される各証券の純資産価額
- （ c ） 前回の報告期間からの純資産価額および各証券の変更比率
- （ d ） 純資産総額
- （ e ） 関連する報告期間における新規申込みの口数および価額
- （ f ） 関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- （ g ） 報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、（ a ） 受託会社が知る限り、Trustの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（ b ） Trustが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出するか、またはこれを指示しなければならない。

管理事務代行会社を変更する場合、Trustは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（管理事務代行会社を除く。）に通知しなければならない。

保管会社を変更する場合、Trustは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

管理会社を変更する場合、Trustは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

（ b ） 受益者に対する開示

監査年次報告書は、ルクセンブルグにおいて一般的に認められる会計基準に従い作成され、一般的に、各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付される。未監査半期報告書は、半期終了時から2か月以内に受益者に送付される。

受益証券の直近の購入価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができる。

日本における開示

（ a ） 監督官庁に対する開示

（ ） 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「**金融商品取引法**」という。））に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

日本における販売会社は、**交付目論見書**の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、**請求目論見書**（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付しなければならない。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告

書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を E D I N E T 等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会である S M B C 日興証券株式会社のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されている。C I M A は、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年C I M A に提出しなければならない。規制された投資信託として、C I M A は、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をC I M A が特定する一定の期日までにC I M A に提出するよう指示することができる。C I M A の要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、C I M A は、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M A は、一定の措置を取ることができる。C I M A の権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M A は、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的と投資方針

ファンドの投資目的は、現地通貨建ての新興国債券およびその他の新興国債務証券（これらのデリバティブ（派生商品）を含む。）に投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。

新興国市場とは、新興国市場の投資ユニバースを構成する国を指し、これには、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルの構成銘柄の国々を含むが、これに限らない。

投資運用会社および/またはその委託先は、主として現地通貨建ての新興国ソブリン債券およびその他の債券（固定利付または変動利付）に投資し、投資対象には、各国政府が直接発行する国債、政府機関債、国際機関債、社債、短期金融商品およびデリバティブが含まれるが、これらに限られない。また、米ドル建ての米国国債への投資が行われることもある。

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの投資目的を追求するため、以下のデリバティブを利用することができるが、これらに限られない。

(i) 国債に関する上場先物

() 為替先渡契約（ノン・デリバブル・フォワード（以下「NDF」という。）を含む。）、および

() スワップ

投資運用会社および/またはその委託先が、投資判断を行うにあたり、債券の信用力または残存年数による制限はない。そのため、ファンドの投資対象に関して信用格付の下限はなく、投資対象は、投資適格に格付されることもあれば、投資適格未満に格付されることもある。債務不履行のリスクを最小限にするため、投資運用会社および/またはその委託先は、投資時および当該投資対象を保有している間、その債券およびその他の債務証券の信用力をモニターする。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

投資運用会社は随時、その裁量において、他の、または追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドのポートフォリオで、集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションが運用する集団投資スキームを含むが、これに限らない。）への投資を通じて上記の資産クラスに対するエクスポージャーを得ることができる。

為替取引

非米ドル建て資産への投資について、投資者は、関連する非米ドル投資対象諸通貨に対するエクスポージャーを有することになる。管理会社および/またはその委託先は、個別の非米ドル投資対象通貨に対する為替エクスポージャーを一定程度増減させることを目的とし、その絶対的な裁量により、為替先渡契約（NDFを含む。）を用いることがある。管理会社は、ファンドが有する非米ドル投資対象諸通貨に対する為替エクスポージャーを対米ドルでヘッジすることは意図していない。

管理会社および/またはその委託先は、為替リスクを軽減するため（完全に排除するものではない。）、また、円（受益証券の表示通貨）に対する米ドル（ファンドの表示通貨）の値下りから受益証券の価値を保護するため、為替ヘッジ取引を実行する方針である。管理会社および/またはその委託先は、円と米ドルとの間の為替変動に対する受益証券の為替エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す、そのエクスポージャーを完全に排除することはできない。かかる為替ヘッジ取引が行われるため、米ドルが円に対して上昇した場合であっても、受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して

上昇することにはならないことに投資者は留意する必要がある。また、米ドルの金利より日本円の金利が低い場合、この金利の差損は受益者が負担するヘッジ・コストとなる。米ドルの金利より日本円の金利が高い場合、この金利の差益は受益者が受けるヘッジ・プレミアムとなる。

上記の為替取引により、受益証券の円貨額は、米ドルと新興国市場の投資対象諸通貨との間の為替変動の影響を受けることになる。

管理会社および/または投資運用会社は、一または複数の異なる方法を用いて上記の円と米ドルとの為替ヘッジ取引を運営することができる。管理会社は、為替ヘッジ取引を（i）為替取引の一部を自社および/またはその委託先で運営すること、（ ）残りの部分の為替取引について事前に取り決められた為替取引に関するパラメータに基づき管理および監視する他の者（以下「為替管理会社」という。）を選任することによって分割して運営することができる。一定の為替取引管理契約に基づき、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが為替管理会社に選任されている。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、かかる契約に基づき為替取引について裁量権を有するものではない。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは同社が為替管理会社として関わる為替取引の（本人として自ら行為する）当事者であり、2015年7月17日まで、引き続き当事者として行為していた。この間、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが相手方となる為替取引に関して、選任された為替ベンチマークレート提供会社（以下「為替ベンチマーク提供会社」という。）が価格を表示する通貨については、管理会社は、ザ・WM・カンパニー（「為替ベンチマーク提供会社」）が事前に管理会社が為替管理会社と合意した一定の時間にロイター上に公表するスポットレート、あるいは管理会社および為替管理会社が合意したその他の為替ベンチマーク提供会社が公表する他のベンチマークレートを、スポット決済されない為替取引については値付けされたフォワード価格、および事前に合意した為替管理スプレッドにより調整されて値付けられるものと考えていた。その参照レートが公表されない場合、所定の公表時間が過ぎた場合、あるいは為替ベンチマーク提供会社によってその為替ベンチマークレートが提供されない場合、為替ヘッジの取引相手が提供するスポットレートに基づく代替的なスポットのビッドとアスクレートが使用されていた。

2015年7月10日以後、為替管理会社は、慣行に従った報酬を請求し、かかる金額はファンドの資産から支払われる。

なお、外国為替ヘッジ取引の相手方は複数となることもありうる。

ファンドの投資目的が達成される保証はない。

（2）【投資対象】

前記「（1）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、副投資運用契約に基づき、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託している。

副投資運用会社は、株式公開企業であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されている。

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社である。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めている。同社は、クレジット債券（社債等）運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の1つであり、その他にも米国ハイイールド債（1988年運用開始）、米ドル建てエマージング債（1991年運用開始）、現地通貨建てエマージング債（1993年運用開始）など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っている。運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2015年6月末現在、債券運用のみに特化する約130名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えている。2015年6月末現在で約1,604億米ドル（約20兆円）の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっている。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2015年6月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売相場（1米ドル＝122.44円）による。

<ボルカー・ルール>

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「D F A」という。）は、2010年7月に米国議会により制定された。D F Aが定める規定を履行するため、金融規制機関は規則を発議し、採択する必要がある。規則の一つは一般に「ボルカー・ルール」と呼ばれており、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「B N Yメロン」ということがある。）およびファンドのような金融組織に対し、多数の制約を課している。

2013年12月に、米国連邦金融規制当局のグループが、最終ボルカー・ルールを共同で採択した。B N Yメロンは、当該ルールを、規制に応じて、一般的に2017年7月21日より前に履行しなければならない。ただし、2013年12月31日以降に設定された対象ファンド（カバード・ファンド）への投資またはそれとの関係については2015年7月21日までに遵守する必要がある。本項目は、ボルカー・ルールのうち、ファンドと投資者に関係しうる規定につき要約するものである。

ファンド、ファンドの管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社は、ボルカー・ルールの適用対象である。

ボルカー・ルールにより、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社によるファンドの運営および募集の方法に影響が生じる。また、ボルカー・ルールは、B N Yメロン支配事業体がファンドに投資できる額およびB N Yメロン支配事業体の従業員および取締役のうちファンドに投資できる者について規制している。

B N Yメロン支配事業体のファンド投資への規制

B N Yメロン支配事業体は、2017年7月21日までに当該事業体の保有持分の合計がファンドの発行済保有持分総額の3%以下となる限度で、シード資本の投資その他の方法で、ファンド内に持分を保有することができる（以下「3%ファンド制限」という。）。さらに、B N Yメロン支配事業体全体によるファンドおよびその他のすべてのカバード・ファンドへの投資総額は、B N YメロンのTier1資本の3%を超えることはできない（以下「3%総額制限」という。）。現在、B N Yメロン支配事業体は3%ファンド制限に適合しており、B N Yメロン支配事業体が3%総額制限によりファンドの保有持分の売却を要求されることはない想定されている。

B N Yメロン支配事業体の従業員および取締役によるファンドへの投資の制限

ファンドの持分を取得した時点で直接ファンドに対し投資助言または投資サービスを提供している者でない限り、2015年7月21日以降、B N Yメロン支配事業体の取締役および従業員によるファンドの持分の取得を許可しないこととする。したがって、適格でない取締役または従業員による投資はその日までに売却されなければならない。ただし、2013年12月31日以前に行われた投資についての売却期限は2017年7月21日になる。

名称の変更

ボルカー・ルールにより、トラストおよびファンドは、会社の目的、マーケティング目的、販売促進目的その他の目的において、B N Yメロン支配事業体（管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社を含む。）と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有することが禁止されている。このため、トラストは、より広範囲なブランド構築についての決定の一環として、2017年7月21日までに名称の変更が必要とされる場合がある。追加情報は、入手可能となった時に提供される予定である。

一定の取引の禁止

ボルカー・ルールは、ファンドとB N Yメロン支配事業体の間での、ファンドへの貸付、ファンドに対する信用供与、ファンドからの資産の購入およびファンドへの保証または信用状の発行といった一定の「対象取引（カバード取引）」を禁止している。これにより、ファンドとB N Yメロン支配事業体との間の既存のサービス提供の取決め（ファンドとザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間の為替ヘッジの取決めを含む。）の変更が必要とされる可能性がある。

保証を行わないことおよびその他の開示

管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社を含むいかなるB N Yメロン支配事業体も、直接または間接的に、ファンドまたはファンドの投資先である対象ファンド（カバード・ファンド）の債務または運用成果について、保証、引受け、またはその他の約束をすることができない。

ファンドの持分は、米国連邦預金保険公社の保証を受けておらず、いかなる意味においても、B N Yメロン支配事業体の預金または債務にあらず、あるいはその保証も受けていない。

いかなるファンドの損失も、B N Yメロン支配事業体ではなく、投資者が単独で負う。したがって、B N Yメロン支配事業体が負う損失は、当該事業体が、当該ファンドの投資者としての資格において保有するファンドの持分に帰属する損失に限定される。

投資者は、ファンドに投資する前に、ファンドの開示書類を読む必要がある。

(4) 【分配方針】

受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間において管理会社が決定した金額を各受益者に分配することができる。分配は、次の分配期間中の現地分配日^(注)に行われる。かかる分配金は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われる。1口当たりの分配金は、1円未満の端数を切り捨てて計算される。原則として、各年8月の10暦日（当該日がファンド営業日でない場合は直後のファンド営業日）（以下「**現地分配基準日**」という。）時点でファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して分配が行われる。分配金は、1円未満は端数を切り捨てて支払いが行われる。

（注）現地分配日とは、各現地分配基準日の後4ファンド営業日目の日またはファンドに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいう。なお、ファンド営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび日本の銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。

投資者は、受益証券に関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点に留意する必要がある。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

（5）【投資制限】

投資制限

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社のいずれも、ファンドに関して次の投資制限に服する。

- （a）会社型の集団投資スキームを含め、いかなる種類の株式も取得してはならない。ただし、投信法第2条第4項で定義される「証券投資信託」（株式に投資しないものに限る。）または投信法第2条第22項で定義される「外国投資信託」のうち証券投資信託に該当するもの（株式に投資しないものに限る。）については、この限りでない。
- （b）取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有する当該投資対象すべての総価値が、かかる取得直後において、最新の入手可能な純資産総額の15%を超えることになる場合、かかる投資対象を取得してはならない。
- （c）ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資してはならない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則の第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替される。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではない。上記の比率は、管理会社の裁量において、当該資産の買付時点基準または時価基準で算定される。
- （d）ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りを行ってはならない。
- （e）ファンドの資産価値の50%以上が、（ ）金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に該当しない資産（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる同号に掲げられた権利を除く。）、または（ ）金融商品取引法第28条第8項第6号で定義される「デリバティブ取引」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、いかなる投資対象も取得または追加取得してはならない。
- （f）管理会社または他の第三者の利益となる取引で、受益者の保護に欠けまたはファンドの資産の適正な運用を害することになる取引を行ってはならない。
- （g）自己またはその取締役と取引を行ってはならない。
- （h）管理会社またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
- （i）下記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れを行ってはならない。

株式、転換社債、ワラント、新株引受権付社債およびその他の株式関連証券への投資は禁止されており、ファンドが何らかの理由で当該証券を取得した場合、投資運用会社または副投資運用会社（場合による。）は、できる限り早く当該証券を売却するための措置を実行する。

上記の投資制限に適用される法律または規則が変更されるまたはその他の方法で差し替えられる場合でかつ適用される法令に違反することなく投資制限を変更することができると、受託会社と協議した上で管理会社が判断する場合、管理会社は、受益者の同意を得ることなく（ただし、当該変更または削除について21日前までに受益者に通知が付与されることを条件に）、当該投資制限の一部を適宜、変更または削除する権利を有するものとする。

特に、ファンドの投資対象の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払い、受益証券の買戻しまたは投資運用会社および/またはその委託先の合理的な支配の及ばないその他の理由の結果としてファンドに適用される制限に違反した場合、投資運用会社および/またはその委託先は、直ちに投資対象を売却する義務はない。ただし、投資運用会社および/またはその委託先は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するために、受益者の利益に配慮した合理的に実務上可能な措置を講じる。

借入制限

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。ただし、借入総額は純資産総額の10%を超えないことを条件とする（合併、統合等の場合のような特別な緊急事態においては、かかる10%制限を一時的に超過することはできるものとする。）。

3【投資リスク】

リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴う。管理会社、投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定であるが、このような戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はできない。受益証券の流通市場ができる可能性は低いため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができる。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性がある。従って、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要がある。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

ファンドに投資するリスクは、以下を含む。

政治および/または規制のリスク

ファンドの資産価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、外国資本による投資および通貨の本国送金の制限、為替変動、ならびに投資先の国々における法規制の変更などの不確実性によって影響を受ける可能性がある。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法制度ならびに会計、財務監査および開示基準によっては、主要な証券市場で一般に適用されるものと同程度の投資者保護または投資者に対する情報開示が行われない可能性がある。

新興国市場のリスク

ファンドのポートフォリオで、新興国市場への投資が行われる。このような投資対象には、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきである。それらのリスクには、(a) 接収、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な不安定性、不安または不確実性のリスクが大きいこと、(b) 現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格および/または市場の変動性が大きいこと、(c) 国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限、および投資元本の本国送金への制限など、投資機会が制限される場合があること、(d) 開示、コーポレート・ガバナンス、監査および財務報告書の基準が十分でないこと、ならびに(e) 民間資本による投資または外国資本による投資、私有財産、受託者責任および投資者保護に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれる。

債券のリスク

債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク（信用リスク）を負っており、また金利の感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および市場全体の流動性等の要因により価格が変動すること（市場リスク）がある。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、当該証券の価値の評価は困難になることがある。したがって、このような証券の評価は概算になり、評価が評価者によって異なることがある。流動性のある取引市場が存在しない証券の場合、その証券の適正価格を決定できないことがある。

信用格付機関が証券に付与した格付は、証券の市場価格の変動性または流動性の評価が織り込まれていない。債券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合、必ずしも換金できるとは限らない。

仕組証券もまた、複雑ではない証券に比べより不安定であり、流動性を欠き、かつ正確な価格決定が困難なことがある。債券の価格は一般的に金利とは逆に変動するため、売買取引の時期によっては売却益または売却損となることがある。

非投資適格債券 / 格付を取得していない債券

投資運用会社および / またはその委託先は、安定的な収益の確保のため、ファンドのポートフォリオで債券およびその他の債務証券に投資することができ、また、直接的または間接的に格付の低い債券に投資することができる。このため、信用リスクが増大した場合、長期的な資産の成長を追求するという投資目的を達成できない可能性がある。格付の低い債券とは、ムーディーズによる格付がBaa格未満、もしくはS&Pによる格付がBBB格未満、またはその他の有力格付業者による同等の格付未満の債券をいう。格付の低い債券は、「投資適格」未満であることがあり、継続的な不確実性や、発行体が適時に元利金を支払うことができないことにつながりうる不利な経営状況、財務状況または経済状況にさらされる場合がある。

ファンドのポートフォリオで保有する債券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済状況またはその両方が悪化し、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体による元利金支払能力が損なわれる可能性が高くなる。かかる債券には、大きな債務不履行のリスクが伴い、当該リスクは、投資対象の元本価値に影響を及ぼすことがある。

格付業者が証券に付与した格付に、債券の市場価格の変動性またはかかる証券投資の流動性についての評価は織り込まれていない。債券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合、必ずしも売却するものとは限らない。投資運用会社および / またはその委託先は、信用格付のみに依存しておらず、自ら発行体の信用力を分析することがある。

投資運用会社および / またはその委託先は、格付を取得していない債券（格付機関による格付を取得していない債券）を購入することがある。格付を取得していない債券は、類似する債券で格付を取得しているものより流動性を欠くことがあり、投資運用会社および / またはその委託先が債券の相対的な信用格付を正確に評価することができないリスクを伴うことがある。高利回り証券の発行体の信用度の分析は、より格付の高い債券の発行体よりも複雑なことがある。投資運用会社および / またはその委託先が高利回り証券および / または格付を取得していない債券に投資する限り、ファンドが投資目的を達成するか否かは、投資運用会社および / またはその委託先がより高い格付を取得している証券のみに投資する場合に比べ、投資運用会社および / またはその委託先による信用度の分析に大きく依存するといえる。

ソブリン債

投資運用会社および / またはその委託先は、ファンドのポートフォリオで、政府および政府機関（新興国の政府を含む。）が発行した債務証券に投資することができる。新興国市場の政府発行体の証券への投資は、重大な経済的および政治的リスクを伴う場合がある。一部の新興国市場証券の保有者は、当該債務に関する再編（リストラクチャリング）および返済期限の変更（リスケジュールリング）計画への参加ならびに発行体への追加貸付の実行を要請される場合がある。新興国市場証券の保有者の利益は、債務再編協定の過程で悪影響を受ける可能性がある。投資運用会社および / またはその委託先が投資するソブリン債の発行体は、その対外債務を返済する際に困難な状況に陥ることがある。これらの困難により、特に、かかる国々は債務の元利金の返済の繰延べおよび特定の負債の再編を余儀なくされることがある。債務の返済の繰延べおよび再編に係る協定には、新たなもしくは修正された信用協定を取り決めるか、または残存元本および未払利息を「ブレイディ債」もしくは類似する証券に転換した上で、利息の支払いについて新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことがある。格付業者により投資適格を下回る格付を付与されたソブリン債は、発行体が当該債務の条件に従って元利金の支払いを行う能力に関して非常に投機的であるとみなされる。

先物取引

先物の価格は、変動することがある。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっている。その結果として、先物契約における小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがある。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがある。

先物取引は、流動性に欠けることがある。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、投資運用会社および/またはその委託先は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。法域によっては、取引所および規制当局が、特定の先物について、個人またはグループが保有またはコントロールする先物ポジションの数に対し投機的ポジションの制限を課している。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドの先物ポジションを、投資運用会社もしくはその委託先が所有もしくはコントロールするすべての先物ポジションまたは投資運用会社もしくはその委託先の元本と合計することが求められることがある。その結果、投資運用会社および/またはその委託先は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドの勘定で特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性がある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、ファンドのポートフォリオで適時に投資対象を売却できるかどうかという投資運用会社および/またはその委託先の能力に関係する。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、投資運用会社および/またはその委託先は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがある。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合がある。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることと清算することもできない。それと同様の事態が生じた場合、投資運用会社および/またはその委託先は、不利なポジションを迅速に清算することができない場合があり、ファンドが多額の損失を被ることがある。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算目的に限定する命令を下す可能性がある。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生する。現時点においては店頭取引のための規制された市場は存在しておらず、買呼値と売呼値を設定するのは先物ディーラーのみである。市場取引ができない証券への投資には流動性リスクが伴う。さらに、かかる証券は評価が困難であり、また投資者保護のための市場を規制するルールが、発行体に適用されない。

外国為替市場とヘッジ

非米ドル建て資産への投資について、投資者は、関連する非米ドル投資対象諸通貨に対する為替エクスポージャーを有することになる。管理会社および/またはその委託先は、個別の非米ドル投資対象通貨に対する為替エクスポージャーを一定程度増減させることを目的とし、その絶対的な裁量により、為替先渡契約（NDFを含む。）を用いることがある。管理会社は、ファンドが有する非米ドル投資対象諸通貨に対する為替エクスポージャーを対米ドルでヘッジすることは意図していない。為替レートの変動は、ファンドの投資対象の価値、最終的には受益者が受け取るリターンに、重大な影響を及ぼす可能性がある。

投資者はまた、米ドル（ファンドの表示通貨）と円（受益証券の表示通貨）の為替変動に対する為替エクスポージャーを有する。管理会社および/またはその委託先は、為替リスクを軽減するため（完全

に排除するものではない。) 、また、円(受益証券の表示通貨)に対する米ドル(ファンドの表示通貨)の値下がりから受益証券の価値を保護するため、為替ヘッジ取引を実行する方針である。管理会社および/またはその委託先は、円と米ドルとの間の為替変動に対する受益証券の為替エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す、そのエクスポージャーを完全に排除することはできない。かかる為替ヘッジ取引が行われるため、米ドルが円に対して上昇した場合であっても、受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して上昇することにはならないことに投資者は留意する必要がある。また、米ドルの金利より日本円の金利が低い場合、この金利の差損は受益者が負担するヘッジ・コストとなる。米ドルの金利より日本円の金利が高い場合、この金利の差益は受益者が受けるヘッジ・プレミアムとなる。

上記の為替取引により、受益証券の円貨額は、米ドルと新興国市場の投資対象諸通貨との間の為替変動の影響を受けることになる。

外国為替市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的かつ高度な技術を要する。かかる市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短時間に発生することがあり、数分の間に発生することも少なくない。外国為替取引のリスクには、為替レートリスク、金利リスクおよび現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性を含むが、上記に限定されない。

管理会社および/またはその委託先が為替取引において一つまたは複数の手法を採用することは、誤差や手違いが起こる可能性を高めることがある。例えば、管理会社の委託先と事前に取り決められた為替取引に関するパラメータに基づき為替取引の一部を管理および監視するために管理会社が選任した他の者との間には為替取引を分割して運営しているために、目指していた外国為替ヘッジのエクスポージャーから意図していない乖離が生じる可能性がある。

なお、外国為替ヘッジ取引の相手方は複数となることもある。そのため、同じ時期に取引を行うなど類似するヘッジ取引を行った場合でも使用する価格またはレートが同一でないことがある。

デリバティブ

投資運用会社および/またはその委託先は、効果的なポートフォリオ管理および投資目的のために行われるデリバティブ取引を通じて、ファンドのために様々なポートフォリオ戦略を実行することができる。投資運用会社および/またはその委託先は、その裁量において、ファンドの投資戦略を実施するため、様々なデリバティブ取引（先物、先渡し、オプションおよびスワップを含むがこれらに限られない。）について適切なポジションをとることができる。

デリバティブには、価値が一または複数の原証券、金融ベンチマーク、為替または指数にリンクした商品および契約が含まれる。デリバティブによって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、金融ベンチマーク、為替または指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができる。デリバティブの価値は、原資産の価格変動に大幅に依存している。従って、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合デリバティブ取引にも当てはまる。その他にもデリバティブ取引には数多くのリスクがある。一例として、デリバティブでは取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての取引を実行する際に支払い、または預託した金銭を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがある。さらに、投資運用会社および/またはその委託先がファンドの勘定で取得を希望するデリバティブを、満足のいく条件で特定の時点において取引できるという保証はなく、そもそも取引できるか否かも保証されていない。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追い証が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがある。ファンドの資産価値が急落した場合、投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの証拠金債務の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性がある。

加えて、投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で先物契約、店頭外国為替先渡契約およびオプションの空売りを行うことができる。このような空売りは、ファンドを追加的なリスクにさらす可能性がある。

買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券の買戻しが行われる場合、投資運用会社および/またはその委託先は、買戻しに必要な資金を調達するために本来望ましいと考えられるペースよりも早くファンドの投資対象を清算せざるを得なくなる可能性がある。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（正当な根拠をもって主張されるものとは限らない。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる出来事が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなる。受託会社、管理会社、投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていない。さらに、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有することも有しないこともある。内部評価システムを利用する場合であっても、提示された評価は指標となるものに過ぎず、制度が実際の信用度の変化を適時かつ正確にとらえると保証することはできない。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社はその委託先が一もしくは複数の取引相手と取引を行う能力、利用する場合の内部評価システ

ムの限界ならびにかかる取引相手の財政的能力について独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合がある。

ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合がある。これは、取引所決済機関の履行保証のような整備された取引所においてデリバティブの取引参加者に適用されるものと同様の保護が、かかる非上場デリバティブの取引には与えられないことによる。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社および/またはその委託先がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性がある。受託会社、管理会社、投資運用会社またはその委託先は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不十分である可能性がある。

最近、複数の大手金融市場参加者(店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含む。)が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場で見られる不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡し停止および不履行につながっている。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または最近有効であったものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっている。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もない。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、投資運用会社および/またはその委託先は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負わない。投資運用会社および/またはその委託先は、リサーチまたはサービスを提供するまたはそれらの支払いを行うブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払うことができる。

決済ブローカーの支払不能リスク

受託会社、管理会社、投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドに関して、上場先物取引および上場証券取引の清算および決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができる。適用ある規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーのうちの一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性がある。

保管リスク

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で、直接的または間接的に、保管制度および/または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合がある。かかる市場で取引され、かつ、副保管業者に委託されたファンドの資産は、当該副保管業者の利用が必要となる状況下では一定のリスクにさらされることがある。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律/財務に関する適切な制度の欠如、および中央預託機関の補償制度/賠償基金が存在しないことが含まれるがこれらに限らない。

金利の変動

債券の価格は、金利の変動に基づき変動することがある。通常、金利の上昇局面では、債券の価格は下落し、金利の低下局面では、債券の価格は上昇する傾向がある。債券の価格変動は、債券の残存期間および発行条件を含む多くの要因により異なる。さらに、金利の変動は、投資運用会社および/またはその委託先がファンドのポートフォリオで購入するか、または空売りするデリバティブの価値および価格設定にも影響を与えることがある。

経済環境

その他の経済環境（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法ならびにその他のさまざまな要因を含む。）の変化は、ファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる状況は、いずれも投資運用会社および/またはその委託先には制御できない。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社および/またはその委託先の能力が損なわれ、ファンドが、損失のリスクにさらされることがある。

為替先渡契約および為替取引

管理会社および/またはその委託先は、ヘッジ目的で、様々な国の通貨と複数の通貨単位との間で店頭先渡為替契約（NDFを含む。）を取引することができる。店頭先渡為替契約は、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で購入または売却して別の通貨と交換するという契約上の合意に基づいて実行される場合が多い。

管理会社および/またはその委託先が店頭先渡為替契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡し、または引渡しを受ける取引相手に依存することになる。先渡為替契約または店頭先渡為替契約の日々の値動きに制限はなく、取引相手は、こうした取引のマーケット・メイクを継続する義務を負わない。これまでも店頭先渡為替契約の取引相手が取引の値段を付けることを拒絶したり、買呼値と売呼値の間に異常に広いスプレッドがある値付けをした時期があった。取引相手は、こうした取引の値付けをいつでも拒絶することができる。管理会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭為替先渡契約取引をする際に、取引相手の信用破綻または取引相手の不履行もしくは履行拒絶のリスクにさらされる。取引相手が不履行となった場合、取引から期待された利益が得られない結果となる場合がある。

複数の外国為替ヘッジ取引の相手方が存在することがありうる。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは同社が為替管理会社として関わる為替取引の（本人として自ら行為する）当事者であり、2015年7月17日まで、引き続き当事者として行為していた。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭取引を行う。一般論として、店頭市場は、整備された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていない。さらに、一部の整備された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられていない。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する解釈の相違を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされる。投資運用会社および/またはその委託先が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、投資運用会社および/またはその委託先がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになる。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性がある。こうしたリスクを軽減するため、投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手に限定するよう努める。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場およびデリバティブ市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。さらに、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。米国内外の証券およびデリバティブの規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大な悪影響となる可能性がある。

分配

ファンドの分配金の支払いは完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各（またはいずれかの）分配期間について分配が行われることの保証はなされていない。

F A T C A

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）により、ファンドがF A T C Aに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはF A T C Aに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになる。

販売会社においてF A T C Aに関連する法令、規制又はガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

リスクに対する管理体制

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、定期的に報告する。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価される。

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」という。）については、ヘッジ目的に限定されない取引を行うことができる。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）の定めに従い、デリバティブ取引等（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含む。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（V a R方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%以内とする。

リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1万口当たり純資産価格の推移



- * 分配金再投資1万口当たり純資産価格は分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格と異なる場合があります。
- * 年間騰落率は2013年8月から2015年6月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- * ただし、ファンドは2015年6月末日まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- * 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * 2010年7月から2015年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス（円ベース）について表示したものです。なお、ファンドの設定日は2012年8月29日のため、2013年8月から2015年6月の数値であり、単純な比較はできません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。（ファンドの設定日は2012年8月29日です。）

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東京証券取引所市場一部に上場する全ての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
- 先進国株・・・MSCI Kokusai (World ex Japan) Index（配当込み、円ベース）
MSCI Inc. が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
- 新興国株・・・MSCI EM (Emerging Markets) Index（配当込み、円ベース）
MSCI Inc. が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
野村證券株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
Citigroup Index LLC が算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
- 新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index
J.P.Morgan Securities LLC が算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLC に帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。ただし、条件付後払い販売手数料（以下「C D S C」という。）が発生する。

日本国内における申込手数料

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。ただし、C D S Cが発生する。本書の日付現在、日本の消費税はC D S Cに対し課せられない。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

受益証券が発行された月の翌月1日から5年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定されるC D S Cが請求され、管理会社に支払われる。

受益証券の購入後の経過年数	C D S C
2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%
4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

(注1) 受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月1日から計算される。

(注2) C D S Cの金額は、最も低いC D S Cの料率により計算される。すなわち、投資者は、C D S Cの課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

日本国内における買戻し手数料

受益証券が発行された月の翌月1日から5年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定されるC D S Cが、日本における販売会社により請求され、管理会社に支払われる。C D S Cは、換金（買戻し）時に支払われるもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価となる。本書の日付現在では、日本の消費税はC D S Cに対して課せられない。

受益証券の購入後の経過年数	C D S C
2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%
4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

(注1) 受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月1日から計算される。

(注2) C D S Cの金額は、最も低いC D S Cの料率により計算される。すなわち、投資者は、C D S Cの課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

(3) 【管理報酬等】

(a) 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.65パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.73パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価として管理会社に支払われる。

(b) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

(c) 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いされる。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として、保管会社に支払われる。

(d) 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、四半期毎に後払いされる。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

(e) 販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.30パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として日本における販売会社に支払われる。

(f) 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。

代行協会員報酬は、目論見書、決算報告書等の日本証券業協会への提出業務、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、（ a ）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（ b ）（ ）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ ）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、（ ）副保管会社の報酬および費用、（ ）政府および政府機関に支払うべきすべての税金および手数料、（ ）借入利息、（ ）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、（ ）保険料（もしあれば）、（ ）訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および（ ）ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理に係るすべての経費および費用を負担する。当該経費および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該経費および費用を負担する。

ファンドの設立および受益証券の募集に関連する経費および費用は、要求される目論見書または説明書類の作成および印刷に係る経費および費用を含め、127,000米ドルであった。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率もしくは上限額等を表示することができない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ポートフォリオの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（注）弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われる。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

2015年8月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- (ハ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (ニ) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対し

て、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内

において同じ。)の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。)。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、本書の日付現在、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B)ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領している。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

(2015年6月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
債券	ブラジル	3,767,591.65	14.44
	ポーランド	3,088,426.17	11.84
	トルコ	2,780,710.83	10.66
	メキシコ	2,428,788.81	9.31
	コロンビア	2,412,580.68	9.25
	南アフリカ	2,405,896.14	9.22
	インドネシア	2,323,009.39	8.90
	マレーシア	1,486,124.13	5.70
	タイ	1,241,321.75	4.76
	ルクセンブルグ	1,066,680.22	4.09
	アイルランド	451,219.85	1.73
	ルーマニア	291,586.70	1.12
	ハンガリー	282,544.81	1.08
	フィリピン	186,180.88	0.71
	チリ	112,783.64	0.43
	アルゼンチン	43,488.48	0.17
中期債券	アイルランド	442,453.71	1.70
オプション	米国	- 24,071.00	- 0.09
小計		24,787,316.84	94.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,306,119.81	5.01
合計（純資産総額）		26,093,436.65 (約3,195百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの米ドル・ベースによる純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2015年6月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=122.44円）による。以下同じ。

(2) 【投資資産】 (2015年 6 月末日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄

< 債券 >

順位	銘柄名	国・地域名	種類	利率 (%)	償還日	額面金額	取得金額 (米ドル)	取得単価 (米ドル)	時価 (米ドル)	時価単価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	SOUTH AFRICA REP 7 28FEB31 R213	南アフリカ	債券	7.000	2031/2/28	29,045,000 南アフリカ・ ランド	2,736,235.01	0.0942	2,016,880.31	0.0694	7.73
2	POLAND GOVT 5.75 23SEP22 SER 0922	ポーランド	債券	4.600 (注1)	2022/9/23	4,690,000 ポーランド・ ズロチ	1,768,571.83	0.3771	1,459,273.89	0.3111	5.59
3	BRAZIL NTN-F 10 01JAN23 SERIES NTN-F	ブラジル	債券	n/a (注2)	2023/1/1	4,600 ブラジル・ レアル	1,958,568.52	425.7758	1,298,139.58	282.2043	4.97
4	THAILAND KINGDOM 1.2 14JUL21 SR ILB	タイ	債券	1.200	2021/7/14	40,900,000 タイ・バーツ	1,363,025.15	0.0333	1,241,321.75	0.0304	4.76
5	EMPRESAS PUBLIC 8.375 01FEB21 REGS	コロンビア	債券	8.375	2021/2/1	3,054,000,000 コロンビア・ ペソ	2,000,219.16	0.0007	1,232,439.51	0.0004	4.72
6	CIA DE ELE BAHIA 11.75 27APR16 REGS	ブラジル	債券	11.750	2016/4/27	3,730,000 ブラジル・ レアル	1,984,067.86	0.5319	1,174,946.06	0.3150	4.50
7	INDONESIA REP 5.625 15MAY23 FR63	インドネシア	債券	4.500 (注1)	2023/5/15	16,832,000,000 インドネシア・ ルピア	1,748,963.49	0.0001	1,068,208.12	0.0001	4.09
8	GRUPO TELEVIS SAB 7.25 14MAY43	メキシコ	債券	7.250	2043/5/14	19,460,000 メキシコ・ ペソ	1,601,315.70	0.0823	1,052,294.19	0.0541	4.03
9	EMGESA SA ESP 8.75 25JAN21 REGS	コロンビア	債券	8.750	2021/1/25	1,909,000,000 コロンビア・ ペソ	1,234,664.32	0.0006	779,894.67	0.0004	2.99
10	01 SA 9.75 15SEP16 SERIES REGS	ブラジル	債券	9.750	2016/9/15	2,585,000 ブラジル・ レアル	1,340,873.20	0.5187	770,941.90	0.2982	2.95
11	POLAND GOVT 4 25OCT23 SER 1023	ポーランド	債券	3.200 (注1)	2023/10/25	2,642,000 ポーランド・ ズロチ	896,453.84	0.3393	743,749.33	0.2815	2.85
12	MALAYSIAN GOVT 4.262 15SEP16 SR0106	マレーシア	債券	4.262	2016/9/15	2,685,000 マレーシア・ リンギット	871,875.35	0.3247	721,106.82	0.2686	2.76
13	TURKEY GOVERNMENT 7.1 08MAR23	トルコ	債券	7.100	2023/3/8	2,115,000 トルコ・リラ	858,812.80	0.4061	695,166.82	0.3287	2.66
14	POLAND GOVT 5.00 25APR16 SER 0416	ポーランド	債券	4.000 (注1)	2016/4/25	2,511,000 ポーランド・ ズロチ	809,099.73	0.3222	687,051.71	0.2736	2.63
15	INDONESIA REP 11 15SEP25 SER FR40	インドネシア	債券	8.800 (注1)	2025/9/15	7,445,000,000 インドネシア・ ルピア	1,100,839.04	0.0001	657,569.70	0.0001	2.52
16	RUSSIAN AGRIC BK OJSC 7.875 07FEB18	ルクセンブルグ	債券	7.875	2018/2/7	40,800,000 ロシア・ ルーブル	1,346,947.82	0.0330	643,851.83	0.0158	2.47
17	INDONESIA REP 7 15MAY27 SERIES FR59	インドネシア	債券	5.600 (注1)	2027/5/15	8,750,000,000 インドネシア・ ルピア	973,476.00	0.0001	589,067.10	0.0001	2.26
18	TURKEY GOVERNMENT 10.4 20MAR24	トルコ	債券	10.400	2024/3/20	1,455,000 トルコ・リラ	583,368.64	0.4009	579,171.18	0.3981	2.22
19	TURKEY GOVERNMENT 10.50 15JAN20	トルコ	債券	10.500	2020/1/15	1,366,946 トルコ・リラ	666,810.47	0.4878	531,929.65	0.3891	2.04
20	BRAZIL NTN-F 10 01JAN25 SERIES NTN-F	ブラジル	債券	n/a (注2)	2025/1/1	1,890 ブラジル・ レアル	546,633.82	289.2242	523,564.11	277.0180	2.01
21	TURKEY GOVERNMENT 8.8 27SEP23	トルコ	債券	8.800	2023/9/27	1,440,000 トルコ・リラ	679,622.64	0.4720	522,313.86	0.3627	2.00

22	RZD CAPITAL LTD 8.3 02APR19 REGS	アイルランド	債券	8.300	2019/4/2	28,600,000	ロシア・ルーブル	967,136.81	0.0338	451,219.85	0.0158	1.73
23	RUSHYDRO FIN LTD 7.875 28OCT15	アイルランド	中期債券 (ユーロ)	7.875	2015/10/28	25,100,000	ロシア・ルーブル	785,912.30	0.0313	442,453.71	0.0176	1.70
24	MEXICAN BONOS 7.5 03JUN27 SER M 20	メキシコ	債券	7.500	2027/6/3	61,650	メキシコ・ペソ	537,333.57	8.7159	429,256.64	6.9628	1.65
25	RUSSIAN AGRIC BK OJSC 8.625 17FEB17	ルクセンブルグ	債券	8.625	2017/2/17	25,300,000	ロシア・ルーブル	837,673.51	0.0331	422,828.39	0.0167	1.62
26	SOUTH AFRICA REP 10.5 21DEC26 R186	南アフリカ	債券	10.500	2026/12/21	4,130,000	南アフリカ・ランド	499,008.63	0.1208	389,015.83	0.0942	1.49
27	MALAYSIAN GOVT 3.844 15APR33 SR0413	マレーシア	債券	3.844	2033/4/15	1,505,000	マレーシア・リンギット	428,049.91	0.2844	374,019.99	0.2485	1.43
28	TURKEY GOVERNMENT 6.3 14FEB18	トルコ	債券	6.300	2018/2/14	1,000,000	トルコ・リラ	444,871.95	0.4449	345,754.03	0.3458	1.33
29	ROMANIA GOVT 5.9 26JUL17 SER 5Y	ルーマニア	債券	5.900	2017/7/26	1,090,000	ルーマニア・レウ	358,127.60	0.3286	291,586.70	0.2675	1.12
30	MEXICAN BONOS 6.25 16JUN16 SER M	メキシコ	債券	6.250	2016/6/16	41,700	メキシコ・ペソ	280,159.68	6.7185	272,511.55	6.5350	1.04

(注1) 源泉徴収税控除後利率

(注2) 定額取引：利息が取得金額に含まれる。

【投資不動産物件】

該当事項なし(2015年6月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2015年6月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2015年6月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2013年2月末日)	16,762,683,912	1.0499
第2会計年度末 (2014年2月末日)	7,154,468,921	0.9201
第3会計年度末 (2015年2月末日)	3,955,632,122	0.8321
2014年7月末日	6,104,985,489	0.9669
8月末日	5,894,232,413	0.9657
9月末日	5,258,734,742	0.9138
10月末日	5,160,770,398	0.9248
11月末日	4,899,237,116	0.9054
12月末日	4,362,227,849	0.8407
2015年1月末日	4,201,965,566	0.8531
2月末日	3,955,632,122	0.8321
3月末日	3,583,512,784	0.8006
4月末日	3,613,838,287	0.8298
5月末日	3,339,475,159	0.8031
6月末日	3,189,906,975	0.7910

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移



* 税引前分配金を加えた1万口当たり純資産価格です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【分配の推移】

会計年度	分配金
第1会計年度	該当なし
第2会計年度	該当なし
第3会計年度	該当なし

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第1会計年度 (2012年8月29日（設定日）～2013年2月28日)	4.99%
第2会計年度 (2013年3月1日～2014年2月28日)	-12.36%
第3会計年度 (2014年3月1日～2015年2月28日)	-9.56%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（第1会計年度の場合、当初発行価格（1円））

< 参考情報 >

収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（第1会計年度の場合、当初発行価格（1円））

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度におけるファンド証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在のファンド証券の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	16,974,186,180 (16,974,186,180)	1,007,926,365 (1,007,926,365)	15,966,259,815 (15,966,259,815)
第2会計年度	1,273,515,944 (1,273,515,944)	9,464,096,433 (9,464,096,433)	7,775,679,326 (7,775,679,326)
第3会計年度	11,824,130 (11,824,130)	3,033,758,160 (3,033,758,160)	4,753,745,296 (4,753,745,296)

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

募集

以下に記載される場合を除き、各取引日において該当する発行価格で受益証券を申し込むことができる。受益証券1口当たりの発行価格は、取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

手続

受益証券の申込者および受益証券の追加分の申込みを希望する受益者は、必要事項を記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を添付する。）を関連する取引日の午後3時（東京時間）までに販売会社に送付しなければならない。販売会社は、当該記入済み申込書を該当する取引日の午後5時（東京時間）までに管理事務代行会社に送付する。ただし、申込代金は、関連する取引日後6受渡営業日以内にまたは管理会社が決定するそれ以後の日までに、ファンドの口座に入金されなければならない。管理事務代行会社が所定の時間までに買付申込書を受領していない場合、当該申込みは、買付申込書を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券は、かかる取引日の関連する発行価格で発行される。

投資者が管理事務代行会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは、円貨で行わねばならない。

受益証券の端数は、発行されない。

管理会社は、その独自の裁量により受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みの際して支払われた金額またはその残額（場合による。）は、申込者のリスクと費用で、できる限り速やかに返金される。

一旦管理事務代行会社が受領した場合、申込みを取り消すことはできない。管理事務代行会社は、買付申込書（受益証券の当初申込みの場合には買付申込書の原本を含む。）および必要な場合は申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行することができる。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求する。

最低当初申込口数と最低追加申込口数

申込者1人当たりの当初申込口数は、100,000口以上1口単位とする。受益証券について受益者1人当たりの追加申込口数は10,000口以上1口単位とする。

管理会社は、その単独の裁量により上記の最低当初申込口数および最低追加申込口数を放棄または変更することができる。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、受益証券の当初申込みのための買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、もしくは負うことがないはずの他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、受益証券の当初申込みのための買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および/または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益証券の券面は、受益者が請求した場合の他、発行されない。発行する場合には、これを請求した受益者の経費と費用で発行される。受益証券は、1名の名義で登録することができる。受益者は、管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中にトラストの受益者名簿のコピーを閲覧することができる。

マネー・ロンダリング防止規定

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められる。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができる。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、（デュー・デリジェンス情報の取得を含む）マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできる。

ケイマン諸島の居住者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪に係る受取金に関する法律（2014年）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ ）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（2015年改訂）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は、受益証券は発行されない。

（２）日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報、（７）申込期間」に記載される申込期間中で、営業日に本書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われる。

日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」（以下「**口座約款**」という。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

受益証券は、以下に定める場合を除き、取引日に該当する評価日における受益証券１口当たり純資産価格で申し込むことができる。受益証券１口当たり純資産価格は、関係する取引日に該当する評価日における関係する受益証券のクラスに帰属する純資産総額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。申込みは当該取引日の午後３時（東京時間）までに日本における販売会社に対して行い、日本における販売会社は、適用ある取引日の午後５時（東京時間）までに管理事務代行会社へ送付する。

申込金額は、円貨で支払うものとする。

投資者は、原則として日本における申込日に、日本における販売会社に対して申込金額を支払う。日本の投資者と日本における販売会社との受渡しは、国内約定日から起算して日本における６営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、日本における販売会社が定める方法により、精算が行われる。

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料が加算されない。ただし、受益証券の買戻し時に条件付後払い販売手数料（C D S C）が発生することがある。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から申込金額の支払いと引換えに取引報告書を受領する。

なお、日本証券業協会の特別会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、受益証券の当初申込みのための買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、もしくは負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、受益証券の当初申込みのための買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は、受益証券は発行されない。

前記「（1）海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買戻すことができる。

受益証券の買戻しを希望する投資者は、必要事項を記入した買戻請求書を関連する買戻日の午後3時（東京時間）までに販売会社が受領するよう、販売会社に送付するものとする。販売会社は、当該記入済み買戻請求書を、午後5時（東京時間）までにまたは管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付する。管理事務代行会社が所定の時間までに買戻請求書を受領していない場合、買戻請求は、次の買戻日まで持ち越され、受益証券は、次の買戻日の関連する買戻価格で買戻される。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできない。

買戻価格

下記「買戻しの延期」と題する項に定める規定に従い、受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。受益証券1口当たりの買戻価格を計算するために、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議した上で、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求書を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した会計上の負担額および売却手数料を反映した適当な引当と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができる。

C D S C

受益証券が発行された月の翌月1日から5年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に対する比率として計算されるC D S Cが、以下の基準に従い請求され、管理会社に支払われる。

受益証券の購入後の経過年数	C D S C
2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%
4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

（注1）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月1日から計算される。

（注2）C D S Cの金額は、最も低いC D S Cの料率により計算される。すなわち、投資者は、C D S Cの課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

決済

英文目論見書に定める規定に従って、買戻代金は、原則として、関係する取引日後6受渡営業日以内に支払うものとする。例外的に買戻しの決済手続は延期されることがある。かかる例外には、管理会社の絶対的な裁量によって、当該日に決済を行うことが合理性をもって実務的でないと思われる日が含まれるが、かかる場合には、決済は合理的な実務に従い可能な限り早く行われる。支払いは、受益者がリスクと費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って円貨で直接送金されるものとする。

買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買戻すことができる受益証券の最低口数は1口で、それ以上は受益証券1口の整数倍とする。

買戻しの延期

受益者の利益を保護するため、管理会社は、受託会社と協議した上で、買戻日に買戻されることができ、ファン드의受益証券の口数を、管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができる。買戻されることができ、ファンズの投資対象に関する市場流動性を含むが、これらに限られない考察事項を考慮することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、管理会社の請求に応じ、下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストもしくはシリーズ・トラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却（下記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従うものとする。）し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができる。上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した受益証券1口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券1口当たり価格とする。

（2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求は、日本における販売会社に対して行われる。

買戻し請求は、買戻日の午後3時（東京時間）までに日本における販売会社に対して行い、日本における販売会社は午後5時（東京時間）までにまたは管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付する。買戻し代金の支払いは、円貨により、日本における販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされる。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とする。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

受益証券が発行された月の翌月1日から5年以内を買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定されるC D S Cが、日本における販売会社により請求され、管理会社に支払われる。本書の日付現在、C D S Cに対して日本の消費税は課せられない。

受益証券の購入後の経過年数	C D S C
2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%

4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

（注1）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月1日から計算される。

（注2）C D S Cの金額は、最も低いC D S Cの料率により計算される。すなわち、投資者は、C D S Cの課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

日本における販売会社は、買戻しにかかる国内約定日から起算して日本における6営業日目（買戻注文の申込日から起算して日本における7営業日目）から、買戻代金を支払う。

買戻しの延期

受益者の利益を保護するため、管理会社は、受託会社と協議した上で、買戻日に買戻されることができ、ファン드의受益証券の口数を、管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができる。買戻されることができ、受益証券の口数を限定するか否かを決定する際、管理会社は、現行純資産総額およびファン드의投資対象に関する市場流動性を含むが、これらに限られない考察事項を考慮することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、管理会社の請求に応じ、下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストもしくはシリーズ・トラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却（下記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従うものとする。）し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができる。上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した受益証券1口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券1口当たり価格とする。

前記「（1）海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、信託証書に従って純資産総額を計算する。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後3時（ルクセンブルグ時間）とする。管理事務代行会社は、ルクセンブルグの午後3時の時点で各種の評価情報源から自動的にダウンロードされた直近の入手可能な価格を用いる。純資産総額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算する。純資産総額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分する。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算する。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、信託証書に規定される原則に従い、各評価日に該当するファンドにつきファンドの表示通貨により計算される。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算される。

- (a) 下記(b)が適用される投資信託の持分を除き、かつ、下記(c)および(f)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (b) 下記(c)および(f)の規定に従い、投資信託の各持分の価格は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資信託の受益証券もしくは株式の直前に発表された受益証券1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該投資信託のために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記(a)または(b)に規定されたとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記(b)が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得におけるファンドの支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 手持ち現金または預金および売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価はその全額とみなして行われる。ただし全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその真正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (f) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

(g) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、当該ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

純資産総額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産総額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ/または、ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖（通例の週末および休日の休場を除く。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合、または
- (d) ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。

ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知される。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書（もしあれば）は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書（もしあれば）は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、信託証書の締結日（2003年10月14日）から150年間存続するが、後記「(5) その他 ファンドの終了」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがある。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は各年2月28日（閏年においては2月29日）である。

(5) 【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

ファンドの終了

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがある。

- (a) ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合。
- (b) ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合。
- (c) 基本信託証書の締結日から150年間が経過した場合。
- (d) 受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- (e) 管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- (f) 受託会社および管理会社がその絶対的裁量でファンドの終了を決定した場合。
- (g) その時点までにファンドが終了していない限り、適用法により要求される場合または純資産総額が10,000,000米ドルを下回ったときで管理会社がファンドの終了を決定した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとする。

信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による。）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。ただし、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による。）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

受益証券販売・買戻契約において、管理会社に故意または重過失ある場合を除き、受益証券販売・買戻契約に関連してもしくは付随して生じる受益証券販売・買戻契約に基づく管理会社の（契約上またはその他の）責任は、管理会社がファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて、日本における販売会社に対して負う義務の補償のために、ファンドの資産から支払いを受け、払戻しを受け、または補償を受けることができる正味額に限定されるものとし、その結果、管理会社が日本における販売会社に対する義務の補償のためにファンドの資産から受け取ることができる正味額が零となり、またはファンドの資産が存在しなくなった場合、ファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて負う管理会社の日本における販売会社に対するすべての責任は消滅するものとするとしている。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければならない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできない。日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の受益者は、自己が定める方法により権利行使を行うことができる。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有する。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができる。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有する。

() 残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有している。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

() 議決権

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては受益証券1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上にあたる受益証券1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券

の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

(2) 【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、
弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、米ドルで表示されている。なお、円建ての受益証券の情報に関しては、日本円で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算が併記されている。円換算による金額は、平成27年6月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=122.44円）を使用して換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【2015年2月28日終了年度】

【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2015年2月28日現在

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
資産			
投資有価証券			
- 取得原価		43,304,481.56	5,302,201
- 時価評価額	2.2	32,181,990.32	3,940,363
現金預金		877,238.99	107,409
債券にかかる未収利息	2.7	626,661.68	76,728
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.6,10	135,261.45	16,561
設立費	2.5	46,023.47	5,635
その他の資産		363.04	44
資産合計		33,867,538.95	4,146,741
負債			
未払買戻支払額		366,792.95	44,910
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.6,10	210,678.13	25,795
未払専門家費用		27,824.12	3,407
未払印刷および公告費		23,133.46	2,832
未払販売管理報酬	3	20,691.42	2,533
未払管理報酬	3	18,431.85	2,257
未払弁護士報酬		16,773.72	2,054
未払販売報酬	7	8,505.14	1,041
売却オプション	2.3,11	4,595.10	563
未払受託報酬	6	3,286.52	402
未払代行協会員報酬	8	2,833.98	347
未払管理事務代行報酬	4	1,700.73	208
未払保管報酬	5	1,133.21	139
負債合計		706,380.33	86,489
純資産総額		33,161,158.62	4,060,252
純資産額			
円建て受益証券	日本円	3,955,632,122	円
発行済受益証券口数			
円建て受益証券		4,753,745,296	口
1口当たり純資産価格			
円建て受益証券	日本円	0.8321	円

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2015年2月28日終了年度

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
収益			
債券にかかる利息	2.7	3,449,438.28	422,349
収益合計		3,449,438.28	422,349
費用			
販売管理報酬	3	380,384.43	46,574
管理報酬	3	338,845.01	41,488
販売報酬	7	156,355.75	19,144
代行協会員報酬	8	52,099.41	6,379
保護預かり費用		40,505.11	4,959
管理事務代行報酬	4	31,266.06	3,828
専門家費用		27,700.92	3,392
取引手数料		24,576.72	3,009
保管報酬	5	20,833.07	2,551
設立費	2.5	18,329.50	2,244
弁護士報酬		17,376.02	2,128
印刷および公告費		14,884.35	1,822
受託報酬	6	10,000.00	1,224
その他の費用		38,199.68	4,677
費用合計		1,171,356.03	143,421
投資純利益		2,278,082.25	278,928

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2015年2月28日終了年度

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

（米ドルで表示）

	注記	米ドル	千円
投資純利益		2,278,082.25	278,928
以下にかかる実現純損益：			
投資有価証券		(6,698,484.46)	(820,162)
為替先渡契約		(6,271,937.48)	(767,936)
オプション		3,604.33	441
外国為替		293,812.70	35,974
当期実現純損失		(10,394,922.66)	(1,272,754)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：			
投資有価証券		1,058,010.64	129,543
為替先渡契約		(1,645,937.00)	(201,529)
オプション		591.60	72
運用による純資産の純減少		(10,982,257.42)	(1,344,668)
資本の変動、純額			
受益証券発行手取額		83,141.49	10,180
受益証券買戻支払額		(26,257,371.73)	(3,214,953)
資本の変動、純額		(26,174,230.24)	(3,204,773)
期首現在純資産額		70,317,646.28	8,609,693
期末現在純資産額		33,161,158.62	4,060,252

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報	未監査
------	-----

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド 円建て受益証券

期末現在発行済受益証券口数：	
----------------	--

2013年 2月28日	15,966,259,815
2014年 2月28日	7,775,679,326
発行口数	11,824,130
買戻口数	(3,033,758,160)
2015年 2月28日	4,753,745,296

期末現在純資産総額	米ドル	日本円
-----------	-----	-----

2013年 2月28日	181,414,338.53	16,762,683,912
2014年 2月28日	70,317,646.28	7,154,468,921
2015年 2月28日	33,161,158.62	3,955,632,122

期末現在 1口当たり純資産価格	日本円
-----------------	-----

2013年 2月28日	1.0499
2014年 2月28日	0.9201
2015年 2月28日	0.8321

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2015年2月28日現在

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

注記1．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2012年7月18日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

日本円建ての受益証券が発行されている。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、現地通貨建ての新興国債券およびその他の新興国債務証券（これらのデリバティブを含む。）に投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。

投資運用会社および/またはその委託先は、シリーズ・トラストのポートフォリオで、主として現地通貨建ての新興国ソブリン債券およびその他の債券（固定利付または変動利付）に投資し、投資対象には、各国政府が直接発行する国債、政府機関債、国際機関債、社債、短期金融商品およびデリバティブが含まれるが、これらに限られない。また、米ドル建ての米国国債への投資が行われることもある。

投資運用会社および/またはその委託先は、シリーズ・トラストの投資目的を追求するため、以下のデリバティブを利用することができるが、これらに限られない。

（i）国債に関する上場先物

（ ）為替先渡契約（ノン・デリバラブル・フォワード（以下「NDF」という。）を含む。）、および

（ ）スワップ

投資運用会社および/またはその委託先が、投資判断を行うにあたり、債券の信用力または残存年数による制限はない。そのため、シリーズ・トラストの投資対象に関して信用格付の下限はなく、投資対象は、投資適格に格付されることもあれば、投資適格未満に格付されることもある。債務不履行のリスクを最小限にするため、投資運用会社および/またはその委託先は、投資時および当該投資対象を保有している間、その債券およびその他の債務証券の信用力をモニターする。

投資運用会社は、シリーズ・トラストのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。投資運用会社は随時、その裁量において、他の、または追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

投資運用会社および/またはその委託先は、シリーズ・トラストのポートフォリオで、集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社が運用する集団投資スキームを含むが、これに限らない。）への投資を通じて上記の資産クラスに対するエクスポージャーを得ることができる。

注記 2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された 1 口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 スワップおよびオプションの評価

スワップおよびオプションは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は参照当事者の信用リスク、それぞれ発行体、スワップ/オプションの満期および流通市場における流動性に基づいており、それには、金利スワップにかかる未払/未収経過利息の純額が含まれる。

2.4 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.5 設立費

設立費は、定額法で5年にわたり償却される。

2.6 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する、純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

2.7 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注記3 . 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.65パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.73パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記７．販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から純資産総額に対して年率0.30パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記８．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記９．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10. 為替先渡契約

2015年2月28日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1 - ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益/ (評価損)
					米ドル
南アフリカ・ランド	3,925,000.00	米ドル	335,179.51	2015年3月31日	(3,998.80)
南アフリカ・ランド	7,210,000.00	米ドル	615,566.35	2015年3月31日	(7,484.77)
トルコ・リラ	1,810,000.00	米ドル	731,549.59	2015年3月31日	13,779.26
タイ・バーツ	2,460,000.00	米ドル	75,298.44	2015年3月31日	(667.91)
ロシア・ルーブル	37,830,000.00	米ドル	568,444.78	2015年3月31日	(41,173.60)
ロシア・ルーブル	10,300,000.00	米ドル	159,739.45	2015年3月31日	(6,241.76)
ロシア・ルーブル	3,070,000.00	米ドル	47,596.90	2015年3月31日	(1,875.17)
ルーマニア・レイ	970,000.00	米ドル	248,698.82	2015年3月31日	3,524.40
ポーランド・ズロチ	2,430,000.00	米ドル	662,992.47	2015年3月31日	7,196.42
マレーシア・リンギット	210,000.00	米ドル	57,518.49	2015年3月31日	(593.60)
インドネシア・ルピア	3,930,695,000.00	米ドル	301,041.20	2015年3月31日	(1,538.19)
インドネシア・ルピア	1,714,150,000.00	米ドル	131,261.96	2015年3月31日	(690.90)
コロンビア・ペソ	1,140,325,000.00	米ドル	464,263.90	2015年3月31日	8,122.50
コロンビア・ペソ	1,230,110,000.00	米ドル	503,524.36	2015年4月30日	12,750.08
チリ・ペソ	136,670,000.00	米ドル	219,532.57	2015年3月31日	(667.97)
米ドル	194,223.72	タイ・バーツ	6,355,000.00	2015年3月31日	2,022.68
米ドル	494,653.22	タイ・バーツ	16,190,000.00	2015年3月31日	5,304.19
米ドル	85,149.96	ロシア・ルーブル	5,820,000.00	2015年3月31日	8,637.48
米ドル	86,217.01	ロシア・ルーブル	5,880,000.00	2015年3月31日	8,537.31
米ドル	142,341.53	フィリピン・ペソ	6,310,000.00	2015年3月31日	503.62
米ドル	446,686.28	マレーシア・リンギット	1,625,000.00	2015年3月31日	2,990.60
米ドル	769,224.63	メキシコ・ペソ	11,570,000.00	2015年3月31日	1,311.11
米ドル	487,612.68	ハンガリー・フォリント	131,180,000.00	2015年3月31日	(2,151.45)
米ドル	500,222.90	ハンガリー・フォリント	134,650,000.00	2015年3月31日	(1,920.15)
米ドル	41,557.92	チリ・ペソ	25,795,000.00	2015年3月31日	2.57
米ドル	29,623.37	チリ・ペソ	18,405,000.00	2015年3月31日	30.47
米ドル	21,326.02	チリ・ペソ	13,220,000.00	2015年3月31日	(26.17)
米ドル	37,418.52	チリ・ペソ	23,250,000.00	2015年3月31日	41.51
米ドル	37,472.84	チリ・ペソ	23,280,000.00	2015年3月31日	35.52
米ドル	51,636.89	ブラジル・レアル	150,000.00	2015年4月2日	(533.22)
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					5,226.06

10.2 - 円建て受益証券クラスの通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益/ (評価損)
					米ドル
米ドル	40,753.35	日本円	4,838,604.00	2015年3月4日	(187.68)
米ドル	140,042.12	日本円	16,658,290.00	2015年3月5日	(381.58)
米ドル	40,802.68	日本円	4,866,780.00	2015年3月6日	0.11
米ドル	38,216,448.46	日本円	4,542,491,140.00	2015年3月19日	(126,899.87)
米ドル	932,595.07	日本円	110,162,513.00	2015年3月19日	(8,862.65)
日本円	17,846,315.00	米ドル	150,294.63	2015年3月19日	650.25
日本円	8,009,571.00	米ドル	67,548.22	2015年3月19日	386.59
日本円	20,519,582.00	米ドル	175,044.42	2015年3月19日	2,983.74
日本円	131,809,683.00	米ドル	1,127,199.89	2015年3月19日	21,949.51
日本円	8,741,239.00	米ドル	74,800.63	2015年3月19日	1,503.59
日本円	4,754,723.00	米ドル	40,133.39	2015年3月19日	264.21
日本円	6,784,276.00	米ドル	56,914.11	2015年3月19日	26.85
日本円	1,264,116.00	米ドル	10,591.55	2015年3月19日	(8.27)
日本円	22,200,673.00	米ドル	184,468.34	2015年3月19日	(1,687.50)
日本円	15,255,280.00	米ドル	126,704.25	2015年3月19日	(1,213.46)
日本円	1,597,330.00	米ドル	13,253.46	2015年3月19日	(140.38)
日本円	21,301,154.00	米ドル	179,078.64	2015年3月19日	464.92
日本円	4,680,371.00	米ドル	39,128.66	2015年3月19日	(116.98)
日本円	7,099,945.00	米ドル	59,428.19	2015年3月19日	(105.97)
日本円	24,913,231.00	米ドル	211,283.96	2015年3月19日	2,381.97
日本円	6,734,400.00	米ドル	57,343.57	2015年3月19日	874.34
日本円	7,357,598.00	米ドル	62,531.38	2015年3月19日	836.54
日本円	848,500.00	米ドル	7,303.73	2015年3月19日	188.88
日本円	3,363,697.00	米ドル	28,737.51	2015年3月19日	532.25
日本円	14,583,516.00	米ドル	123,949.41	2015年3月19日	1,663.90
日本円	12,008,613.00	米ドル	101,591.67	2015年3月19日	897.31
日本円	4,017,822.00	米ドル	33,955.67	2015年3月19日	265.52
日本円	38,559,704.00	米ドル	328,110.45	2015年3月19日	4,780.04
日本円	4,192,454.00	米ドル	35,480.86	2015年3月19日	326.38
日本円	16,265,337.00	米ドル	137,746.93	2015年3月19日	1,359.15
日本円	11,186,463.00	米ドル	94,899.45	2015年3月19日	1,098.91
日本円	44,718,690.00	米ドル	379,052.90	2015年3月19日	4,078.56
日本円	853,100.00	米ドル	7,243.55	2015年3月19日	90.15
日本円	6,718,538.00	米ドル	57,342.78	2015年3月19日	1,006.53
日本円	7,463,894.00	米ドル	63,330.36	2015年3月19日	744.23
日本円	9,893,640.00	米ドル	84,326.43	2015年3月19日	1,366.36
日本円	10,448,323.00	米ドル	89,088.32	2015年3月19日	1,477.11
日本円	10,799,020.00	米ドル	90,938.35	2015年3月19日	386.74

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					米ドル
日本円	22,236,394.00	米ドル	184,946.03	2015年3月19日	(1,509.38)
日本円	3,926,154.00	米ドル	33,119.80	2015年3月19日	198.31
日本円	128,473,163.00	米ドル	1,083,074.07	2015年3月19日	5,804.59
日本円	11,864,959.00	米ドル	100,218.42	2015年3月19日	728.66
日本円	9,747,749.00	米ドル	81,861.03	2015年3月19日	124.55
日本円	2,353,936.00	米ドル	19,848.96	2015年3月19日	110.80
日本円	3,879,120.00	米ドル	32,635.63	2015年3月19日	108.56
日本円	166,720.00	米ドル	1,401.54	2015年3月19日	3.56
日本円	17,222,540.00	米ドル	144,657.33	2015年3月19日	243.50
日本円	4,838,604.00	米ドル	40,759.25	2015年3月19日	186.73
日本円	16,658,290.00	米ドル	140,060.37	2015年3月19日	377.83
日本円	4,866,780.00	米ドル	40,807.98	2015年3月19日	(0.75)
円建て受益証券クラスの通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(80,642.74)

注記11．オプション契約

オプションは、一方の当事者から他方当事者に売却された契約を表す金融デリバティブである。契約は、一定の期間中または特定日に、合意した価格（行使価格）で有価証券またはその他の金融資産を買う（コール）もしくは売る（プット）ための権利（義務ではない）を買い手に提供する。

2015年2月28日現在、ゴールドマン・サックス（取引相手方）との間に、以下の通貨契約にかかるオプションが未決済であった。

通貨	銘柄	契約種類	満期日	行使価格	数量	取得原価	時価
						米ドル	米ドル
米ドル	USD PUT - BRL CALL STR 2.8	コール	2015年5月27日	2.80%	(510,000)	(5,186.70)	(4,595.10)
オプション合計						(5,186.70)	(4,595.10)

注記12．為替レート

2015年2月28日現在、米ドルに対し使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
ブラジル・リアル	2.9085	フィリピン・ペソ	44.0952
チリ・ペソ	619.4475	ポーランド・ズロチ	3.7003
コロンビア・ペソ	2,491.9905	ルーマニア・レイ	3.9555
ハンガリー・フォリント	269.9531	ロシア・ルーブル	61.1795
インドネシア・ルピア	12,924.2424	タイ・バーツ	32.3352
日本円	119.2851	トルコ・リラ	2.5003
メキシコ・ペソ	14.9838	南アフリカ・ランド	11.5145
マレーシア・リンギット	3.6040		

【投資有価証券明細表等】

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表

2015年2月28日現在

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			米ドル	米ドル	%
6,350	BRAZIL NTN-F 10 01JAN23 SERIES NTN	ブラジル・レアル	2,703,676.11	1,971,660.16	5.95
150,500,000	CHILE REPUBLIC OF 5.5 05AUG20	チリ・ペソ	309,746.53	257,747.31	0.78
3,730,000	CIA DE ELE BAHIA 11.75 27APR16 REGS	ブラジル・レアル	1,984,067.86	1,216,598.75	3.67
625,800,000	COLOMBIAN TITULOS TRES 10 24JUL24 B	コロンビア・ペソ	377,565.97	310,666.18	0.94
1,248,400,000	COLOMBIAN TITULOS TRES 6 28APR28 B	コロンビア・ペソ	577,155.22	451,690.08	1.36
1,909,000,000	EMGESA SA ESP 8.75 25JAN21 REGS	コロンビア・ペソ	1,234,664.32	827,415.23	2.50
356,000,000	EMPRESAS PUBLIC 7.625 10SEP24 REGS	コロンビア・ペソ	184,313.66	141,786.26	0.43
3,054,000,000	EMPRESAS PUBLIC 8.375 01FEB21 REGS	コロンビア・ペソ	2,000,219.16	1,297,293.17	3.91
700,000,000	FINDER 7.875 12AUG24 SERIES REGS	コロンビア・ペソ	363,728.90	287,192.11	0.87
19,460,000	GRUPO TELEVISIA SAB 7.25 14MAY43	メキシコ・ペソ	1,601,315.70	1,144,460.74	3.45
36,820,000	HUNGARY GOVT 7.50 12NOV20 SER 20A	ハンガリー・フォリント	165,297.98	170,982.53	0.52
1,094,000,000	INDONESIA REP 10 15SEP24 SER FR44	インドネシア・ルピア	102,212.48	101,851.66	0.31
7,445,000,000	INDONESIA REP 11 15SEP25 SER FR40	インドネシア・ルピア	1,100,839.04	742,608.11	2.24
25,732,000,000	INDONESIA REP 5.625 15MAY23 FR63	インドネシア・ルピア	2,673,736.25	1,831,329.85	5.52
9,780,000,000	INDONESIA REP 7 15MAY27 SERIES FR59	インドネシア・ルピア	1,088,068.03	750,648.59	2.26
109,000,000	INDONESIA REP 7.375 15SEP16 FR55	インドネシア・ルピア	9,865.39	8,529.82	0.03
182,000,000	INDONESIA REP 8.375 15MAR24 FR70	インドネシア・ルピア	15,507.68	15,439.57	0.05
3,285,000	MALAYSIAN GOVT 3.835 12AUG15 SER110	マレーシア・リングgit	1,030,136.23	914,166.52	2.76
1,505,000	MALAYSIAN GOVT 3.844 15APR33 SR0413	マレーシア・リングgit	428,049.91	391,913.65	1.18
1,616,000	MALAYSIAN GOVT 4.181 15JUL24 SR0114	マレーシア・リングgit	494,865.37	458,748.26	1.38
3,155,000	MALAYSIAN GOVT 4.262 15SEP16 SR0106	マレーシア・リングgit	1,024,494.13	887,128.80	2.68
26,000	MEXICAN BONOS 10 05DEC24 SER M 20	メキシコ・ペソ	250,291.46	230,270.84	0.69
35,240	MEXICAN BONOS 10 20NOV36 SER M 30	メキシコ・ペソ	359,964.22	342,110.10	1.03
26,900	MEXICAN BONOS 6 18JUN15 SER M	メキシコ・ペソ	213,403.48	181,024.20	0.55
127,100	MEXICAN BONOS 7.5 03JUN27 SER M 20	メキシコ・ペソ	1,107,787.46	965,315.17	2.91

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表 2015年2月28日現在（続き）

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

額面 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）				
A．債券（続き）		米ドル	米ドル	%
2,900 MEXICAN UDIBONOS 4 15NOV40 SER S	メキシコ・ペソ	126,596.90	116,159.69	0.35
2,585,000 OI SA 9.75 15SEP16 SERIES REGS	ブラジル・レアル	1,340,873.20	802,104.08	2.42
29,250 PETROLEOS MEX 7.19 12SEP24 REGS	メキシコ・ペソ	219,722.19	195,211.10	0.59
8,000,000 PHILIPPINES(REP OF)4.95 15JAN21	フィリピン・ペソ	206,343.59	191,754.09	0.58
2,642,000 POLAND GOVT 4 25OCT23 SER 1023	ポーランド・ズロチ	896,453.84	821,763.46	2.48
5,986,000 POLAND GOVT 5.00 25APR16 SER 0416	ポーランド・ズロチ	1,928,821.58	1,678,203.35	5.06
665,000 POLAND GOVT 5.50 25OCT19 SER 1019	ポーランド・ズロチ	223,608.67	208,899.00	0.63
4,690,000 POLAND GOVT 5.75 23SEP22 SER 0922	ポーランド・ズロチ	1,768,571.83	1,595,620.64	4.81
1,600,000 ROMANIA GOVT 5.9 26JUL17 SER 5Y	ルーマニア・レイ	525,691.89	441,893.29	1.33
71,500,000 RUSSIAN AGRIC BK OJSC 7.875 07FEB18	ロシア・ルーブル	2,360,460.03	933,095.81	2.81
25,300,000 RUSSIAN AGRIC BK OJSC 8.625 17FEB17	ロシア・ルーブル	837,673.51	357,705.68	1.08
33,600,000 RZD CAPITAL LTD 8.3 02APR19 REGS	ロシア・ルーブル	1,136,216.67	428,280.08	1.29
5,760,000 SOUTH AFRICA REP 10.5 21DEC26 R186	南アフリカ・ランド	695,953.93	609,704.07	1.84
31,800,000 SOUTH AFRICA REP 7 28FEB31 R213	南アフリカ・ランド	2,995,774.60	2,497,988.07	7.50
46,100,000 THAILAND KINGDOM 1.2 14JUL21 SR ILB	タイ・バーツ	1,536,319.30	1,434,299.84	4.33
2,335,000 TURKEY GOVERNMENT 10 17JUN15	トルコ・リラ	1,361,435.49	935,030.12	2.82
1,366,946 TURKEY GOVERNMENT 10.50 15JAN20	トルコ・リラ	666,810.47	606,042.66	1.83
1,690,000 TURKEY GOVERNMENT 6.3 14FEB18	トルコ・リラ	751,833.59	648,460.53	1.96
2,115,000 TURKEY GOVERNMENT 7.1 08MAR23	トルコ・リラ	858,812.80	793,541.47	2.39
1,440,000 TURKEY GOVERNMENT 8.8 27SEP23	トルコ・リラ	679,622.64	599,398.23	1.81
債券合計		42,518,569.26	31,793,732.92	95.88
B．中期債券		米ドル	米ドル	%
25,100,000 RUSHYDRO FIN LTD 7.875 28OCT15	ロシア・ルーブル	785,912.30	388,257.40	1.17
中期債券合計		785,912.30	388,257.40	1.17
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				
		43,304,481.56	32,181,990.32	97.05
投資有価証券合計		43,304,481.56	32,181,990.32	97.05

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ポーランド	中央政府 - 債券	12.98
		12.98
ブラジル	中央政府 - 債券	5.94
	電気工学・電子	3.67
	通信	2.42
		12.03
トルコ	中央政府 - 債券	10.80
		10.80
インドネシア	中央政府 - 債券	10.40
		10.40
コロンビア	電気工学・電子	6.41
	中央政府 - 債券	2.30
	銀行およびその他の金融機関	0.87
	エネルギー・公益事業	0.43
		10.01
メキシコ	中央政府 - 債券	5.53
	通信	3.45
	石油	0.59
		9.57
南アフリカ	中央政府 - 債券	9.37
		9.37
マレーシア	中央政府 - 債券	8.00
		8.00
タイ	中央政府 - 債券	4.33
		4.33
ルクセンブルグ	政府機関	3.89
		3.89

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

アイルランド	持株および金融会社	2.46
		2.46
ルーマニア	中央政府 - 債券	1.33
		1.33
チリ	中央政府 - 債券	0.78
		0.78
フィリピン	中央政府 - 債券	0.58
		0.58
ハンガリー	中央政府 - 債券	0.52
		0.52
投資有価証券合計		97.05

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at February 28, 2015

Emerging Currency Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD
Assets		
Investments		
At cost		43,304,481.56
At market value	2.2	32,181,990.32
Cash at bank		877,238.99
Interest receivable on bonds	2.7	626,661.68
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.6, 10	135,261.45
Formation expenses	2.5	46,023.47
Other assets		363.04
Total assets		33,867,538.95
Liabilities		
Redemptions payable		366,792.95
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.6, 10	210,678.13
Professional expenses payable		27,824.12
Printing and publishing expenses payable		23,133.46
Marketing fees payable	3	20,691.42
Manager fees payable	3	18,431.85
Legal expenses payable		16,773.72
Distributor fees payable	7	8,505.14
Options sold	2.3, 11	4,595.10
Trustee fees payable	6	3,286.52
Agent Company fees payable	8	2,833.98
Administrator fees payable	4	1,700.73
Custodian fees payable	5	1,133.21
Total liabilities		706,380.33
Total net assets		33,161,158.62
Net assets		
JPY Unit	JPY	3,955,632,122
Number of units outstanding		
JPY Unit		4,753,745,296
Net asset value per unit		
JPY Unit	JPY	0.8321

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended February 28, 2015

Emerging Currency Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD
Income		
Interest on bonds	2.7	3,449,438.28
Total income		3,449,438.28
Expenses		
Marketing fees	3	380,384.43
Manager fees	3	338,845.01
Distributor fees	7	156,355.75
Agent Company fees	8	52,099.41
Safekeeping fees		40,505.11
Administrator fees	4	31,266.06
Professional expenses		27,700.92
Transactions fees		24,576.72
Custodian fees	5	20,833.07
Formation expenses	2.5	18,329.50
Legal expenses		17,376.02
Printing and publishing expenses		14,884.35
Trustee fees	6	10,000.00
Other expenses		38,199.68
Total expenses		1,171,356.03
Net investment gain		2,278,082.25

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended February 28, 2015 (continued)

Emerging Currency Bond Fund	(Expressed in US Dollar)	
	Notes	USD
Net investment gain		2,278,082.25
Net realised		
Loss on investments		(6,698,484.46)
Loss on forward foreign exchange contracts		(6,271,937.48)
Gain on options		3,604.33
Gain on foreign exchange		293,812.70
Net realised loss for the year		(10,394,922.66)
Net change in unrealised		
Appreciation on investments		1,058,010.64
Depreciation on forward foreign exchange contracts		(1,645,937.00)
Appreciation on options		591.60
Net decrease in net assets as result of operations		(10,982,257.42)
Movement in capital		
Subscriptions of units		83,141.49
Redemptions of units		(26,257,371.73)
Net movement in capital		(26,174,230.24)
Net assets at the beginning of the year		70,317,646.28
Net assets at the end of the year		33,161,158.62

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED	
	Emerging Currency Bond Fund JPY Unit	
Number of units outstanding at the end of the year:		
February 28, 2013		15,966,259,815
February 28, 2014		7,775,679,326
number of units issued		11,824,130
number of units redeemed		(3,033,758,160)
February 28, 2015		4,753,745,296
Total net assets at the end of the year:		
	USD	JPY
February 28, 2013	181,414,338.53	16,762,683,912
February 28, 2014	70,317,646.28	7,154,468,921
February 28, 2015	33,161,158.62	3,955,632,122
Net asset value per unit at the end of the year:		
		JPY
February 28, 2013		1.0499
February 28, 2014		0.9201
February 28, 2015		0.8321

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at February 28, 2015)

Emerging Currency Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives**

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Emerging Currency Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated July 18, 2012, both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

JPY Unit is available for issue.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income generation and long-term capital appreciation through investment in a portfolio of emerging market bonds and other debt instruments denominated in the local currency of issue, including derivatives thereon.

The Investment Manager and/or its delegates primarily invest, for the account of the Series Trust, in a portfolio of emerging market sovereign bonds and other debt securities (which may be fixed or floating) denominated in the local currency of issue, including but not limited to direct obligations of sovereign governments, securities issued by government agencies, supranational bonds, corporate bonds, money market instruments and derivative instruments. Investments may also be made in US Treasury bonds denominated in US dollars.

The Investment Manager and/or its delegates may utilise derivative instruments in order to pursue the Series Trust's investment objective, including but not limited to:

- (i) exchange traded futures on government bonds;
- (ii) forward foreign exchange contracts (including non-deliverable forwards (“NDFs”)); and
- (iii) swaps.

The Investment Manager and/or its delegates are not restricted by credit quality or maturity when making investment decisions. Therefore, no minimum credit rating will apply to the Investments of the Series Trust which may be rated investment grade or below investment grade. In order to minimise defaults, the Investment Manager and/or its delegates will consider the credit quality of the bonds and other debt securities in which it invests both at the time of purchase and on an ongoing basis while such Investments are held in the Series Trust's portfolio.

The Investment Manager has delegated to the Sub-Investment Manager its responsibility for the management of the investment and re-investment of the Series Trust's portfolio.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional investment advisers or investment managers in its discretion.

The Investment Manager and/or its delegates may, for the account of the Series Trust, gain exposure to any of the above asset classes through investing in collective investment schemes, including, without limitation, collective investment schemes that are managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at February 28, 2015)

Emerging Currency Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses), provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at February 28, 2015)

Emerging Currency Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Valuation of Swaps and Options**

Swaps and Options are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from external price providers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator. The calculation of the market value is based on the credit risk of the reference party respectively the issuer, the maturity of the Swap/Option and its liquidity on the secondary market and it includes net accrued interest payable/receivable on interest rate swaps.

2.4 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than the US Dollar are translated into US Dollar at exchange rates ruling at the end of the period. Transactions expressed in foreign currencies are translated into US Dollar at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the period.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight-line basis over a period of five years.

2.6 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.7 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at February 28, 2015)

Emerging Currency Bond Fund**Note 3 - Manager fees and Marketing fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.65 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.73% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a minimum fee per annum of USD 10,000.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.30 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at February 28, 2015)

Emerging Currency Bond Fund**Note 8 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Taxation**Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at February 28, 2015)

Emerging Currency Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at February 28, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1-Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
ZAR	3,925,000.00	USD	335,179.51	31/03/15	(3,998.80)
ZAR	7,210,000.00	USD	615,566.35	31/03/15	(7,484.77)
TRY	1,810,000.00	USD	731,549.59	31/03/15	13,779.26
THB	2,460,000.00	USD	75,298.44	31/03/15	(667.91)
RUB	37,830,000.00	USD	568,444.78	31/03/15	(41,173.60)
RUB	10,300,000.00	USD	159,739.45	31/03/15	(6,241.76)
RUB	3,070,000.00	USD	47,596.90	31/03/15	(1,875.17)
RON	970,000.00	USD	248,698.82	31/03/15	3,524.40
PLN	2,430,000.00	USD	662,992.47	31/03/15	7,196.42
MYR	210,000.00	USD	57,518.49	31/03/15	(593.60)
IDR	3,930,695,000.00	USD	301,041.20	31/03/15	(1,538.19)
IDR	1,714,150,000.00	USD	131,261.96	31/03/15	(690.90)
COP	1,140,325,000.00	USD	464,263.90	31/03/15	8,122.50
COP	1,230,110,000.00	USD	503,524.36	30/04/15	12,750.08
CLP	136,670,000.00	USD	219,532.57	31/03/15	(667.97)
USD	194,223.72	THB	6,355,000.00	31/03/15	2,022.68
USD	494,653.22	THB	16,190,000.00	31/03/15	5,304.19
USD	85,149.96	RUB	5,820,000.00	31/03/15	8,637.48
USD	86,217.01	RUB	5,880,000.00	31/03/15	8,537.31
USD	142,341.53	PHP	6,310,000.00	31/03/15	503.62
USD	446,686.28	MYR	1,625,000.00	31/03/15	2,990.60
USD	769,224.63	MXN	11,570,000.00	31/03/15	1,311.11
USD	487,612.68	HUF	131,180,000.00	31/03/15	(2,151.45)
USD	500,222.90	HUF	134,650,000.00	31/03/15	(1,920.15)
USD	41,557.92	CLP	25,795,000.00	31/03/15	2.57
USD	29,623.37	CLP	18,405,000.00	31/03/15	30.47
USD	21,326.02	CLP	13,220,000.00	31/03/15	(26.17)
USD	37,418.52	CLP	23,250,000.00	31/03/15	41.51
USD	37,472.84	CLP	23,280,000.00	31/03/15	35.52
USD	51,636.89	BRL	150,000.00	02/04/15	(533.22)
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management					5,226.06

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at February 28, 2015)

Emerging Currency Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class JPY Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	40,753.35	JPY	4,838,604.00	04/03/15	(187.68)
USD	140,042.12	JPY	16,658,290.00	05/03/15	(381.58)
USD	40,802.68	JPY	4,866,780.00	06/03/15	0.11
USD	38,216,448.46	JPY	4,542,491,140.00	19/03/15	(126,899.87)
USD	932,595.07	JPY	110,162,513.00	19/03/15	(8,862.65)
JPY	17,846,315.00	USD	150,294.63	19/03/15	650.25
JPY	8,009,571.00	USD	67,548.22	19/03/15	386.59
JPY	20,519,582.00	USD	175,044.42	19/03/15	2,983.74
JPY	131,809,683.00	USD	1,127,199.89	19/03/15	21,949.51
JPY	8,741,239.00	USD	74,800.63	19/03/15	1,503.59
JPY	4,754,723.00	USD	40,133.39	19/03/15	264.21
JPY	6,784,276.00	USD	56,914.11	19/03/15	26.85
JPY	1,264,116.00	USD	10,591.55	19/03/15	(8.27)
JPY	22,200,673.00	USD	184,468.34	19/03/15	(1,687.50)
JPY	15,255,280.00	USD	126,704.25	19/03/15	(1,213.46)
JPY	1,597,330.00	USD	13,253.46	19/03/15	(140.38)
JPY	21,301,154.00	USD	179,078.64	19/03/15	464.92
JPY	4,680,371.00	USD	39,128.66	19/03/15	(116.98)
JPY	7,099,945.00	USD	59,428.19	19/03/15	(105.97)
JPY	24,913,231.00	USD	211,283.96	19/03/15	2,381.97
JPY	6,734,400.00	USD	57,343.57	19/03/15	874.34
JPY	7,357,598.00	USD	62,531.38	19/03/15	836.54
JPY	848,500.00	USD	7,303.73	19/03/15	188.88
JPY	3,363,697.00	USD	28,737.51	19/03/15	532.25
JPY	14,583,516.00	USD	123,949.41	19/03/15	1,663.90
JPY	12,008,613.00	USD	101,591.67	19/03/15	897.31
JPY	4,017,822.00	USD	33,955.67	19/03/15	265.52
JPY	38,559,704.00	USD	328,110.45	19/03/15	4,780.04
JPY	4,192,454.00	USD	35,480.86	19/03/15	326.38
JPY	16,265,337.00	USD	137,746.93	19/03/15	1,359.15
JPY	11,186,463.00	USD	94,899.45	19/03/15	1,098.91
JPY	44,718,690.00	USD	379,052.90	19/03/15	4,078.56
JPY	853,100.00	USD	7,243.55	19/03/15	90.15
JPY	6,718,538.00	USD	57,342.78	19/03/15	1,006.53
JPY	7,463,894.00	USD	63,330.36	19/03/15	744.23
JPY	9,893,640.00	USD	84,326.43	19/03/15	1,366.36
JPY	10,448,323.00	USD	89,088.32	19/03/15	1,477.11
JPY	10,799,020.00	USD	90,938.35	19/03/15	386.74
JPY	22,236,394.00	USD	184,946.03	19/03/15	(1,509.38)
JPY	3,926,154.00	USD	33,119.80	19/03/15	198.31

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at February 28, 2015)

Emerging Currency Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class JPY Unit (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
JPY	128,473,163.00	USD	1,083,074.07	19/03/15	5,804.59
JPY	11,864,959.00	USD	100,218.42	19/03/15	728.66
JPY	9,747,749.00	USD	81,861.03	19/03/15	124.55
JPY	2,353,936.00	USD	19,848.96	19/03/15	110.80
JPY	3,879,120.00	USD	32,635.63	19/03/15	108.56
JPY	166,720.00	USD	1,401.54	19/03/15	3.56
JPY	17,222,540.00	USD	144,657.33	19/03/15	243.50
JPY	4,838,604.00	USD	40,759.25	19/03/15	186.73
JPY	16,658,290.00	USD	140,060.37	19/03/15	377.83
JPY	4,866,780.00	USD	40,807.98	19/03/15	(0.75)
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class JPY Unit					(80,642.74)

Note 11 - Option Contracts

An Option is a financial derivative that represents a contract sold by one party to another party. The contract offers the buyer the right, but not the obligation, to buy (call) or sell (put) a security or other financial asset at an agreed-upon price (the strike price) during a certain period of time or on a specific date.

As at February 28, 2015, the following option on currency contracts was open, with counterparty Goldman Sachs:

Currency	Description	Contract Type	Maturity date	Strike price	Quantity	Cost	Market Value
						USD	USD
USD	USD PUT - BRL CALL STR 2.8	Call	27/05/2015	2.80%	(510,000)	(5,186.70)	(4,595.10)
Total Options						(5,186.70)	(4,595.10)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at February 28, 2015)

Emerging Currency Bond Fund

Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against USD used as at February 28, 2015 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
BRL	2.9085	PHP	44.0952
CLP	619.4475	PLN	3.7003
COP	2,491.9905	RON	3.9555
HUF	269.9531	RUB	61.1795
IDR	12,924.2424	THB	32.3352
JPY	119.2851	TRY	2.5003
MXN	14.9838	ZAR	11.5145
MYR	3.6040		

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at February 28, 2015

Emerging Currency Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			USD	USD	%
6,350	BRAZIL NTN-F 10 01JAN23 SERIES NTN F	BRL	2,703,676.11	1,971,660.16	5.95
150,500,000	CHILE REPUBLIC OF 5.5 05AUG20	CLP	309,746.53	257,747.31	0.78
3,730,000	CIA DE ELE BAHIA 11.75 27APR16 REGS	BRL	1,984,067.86	1,216,598.75	3.67
625,800,000	COLOMBIAN TITULOS TRES 10 24JUL24 B	COP	377,565.97	310,666.18	0.94
1,248,400,000	COLOMBIAN TITULOS TRES 6 28APR28 B	COP	577,155.22	451,690.08	1.36
1,909,000,000	EMGESA SA ESP 8.75 25JAN21 REGS	COP	1,234,664.32	827,415.23	2.50
356,000,000	EMPRESAS PUBLIC 7.625 10SEP24 REGS	COP	184,313.66	141,786.26	0.43
3,054,000,000	EMPRESAS PUBLIC 8.375 01FEB21 REGS	COP	2,000,219.16	1,297,293.17	3.91
700,000,000	FINDER 7.875 12AUG24 SERIES REGS	COP	363,728.90	287,192.11	0.87
19,460,000	GRUPO TELEvisa SAB 7.25 14MAY43	MXN	1,601,315.70	1,144,460.74	3.45
36,820,000	HUNGARY GOVT 7.50 12NOV20 SER 20A	HUF	165,297.98	170,982.53	0.52
1,094,000,000	INDONESIA REP 10 15SEP24 SER FR44	IDR	102,212.48	101,851.66	0.31
7,445,000,000	INDONESIA REP 11 15SEP25 SER FR40	IDR	1,100,839.04	742,608.11	2.24
25,732,000,000	INDONESIA REP 5.625 15MAY23 FR63	IDR	2,673,736.25	1,831,329.85	5.52
9,780,000,000	INDONESIA REP 7 15MAY27 SERIES FR59	IDR	1,088,068.03	750,648.59	2.26
109,000,000	INDONESIA REP 7.375 15SEP16 FR55	IDR	9,865.39	8,529.82	0.03
182,000,000	INDONESIA REP 8.375 15MAR24 FR70	IDR	15,507.68	15,439.57	0.05
3,285,000	MALAYSIAN GOVT 3.835 12AUG15 SER110	MYR	1,030,136.23	914,166.52	2.76
1,505,000	MALAYSIAN GOVT 3.844 15APR33 SR0413	MYR	428,049.91	391,913.65	1.18
1,616,000	MALAYSIAN GOVT 4.181 15JUL24 SR0114	MYR	494,865.37	458,748.26	1.38
3,155,000	MALAYSIAN GOVT 4.262 15SEP16 SR0106	MYR	1,024,494.13	887,128.80	2.68
26,000	MEXICAN BONOS 10 05DEC24 SER M 20	MXN	250,291.46	230,270.84	0.69
35,240	MEXICAN BONOS 10 20NOV36 SER M 30	MXN	359,964.22	342,110.10	1.03
26,900	MEXICAN BONOS 6 18JUN15 SER M	MXN	213,403.48	181,024.20	0.55
127,100	MEXICAN BONOS 7.5 03JUN27 SER M 20	MXN	1,107,787.46	965,315.17	2.91
2,900	MEXICAN UDIBONOS 4 15NOV40 SER S	MXN	126,596.90	116,159.69	0.35
2,585,000	OI SA 9.75 15SEP16 SERIES REGS	BRL	1,340,873.20	802,104.08	2.42
29,250	PETROLEOS MEX 7.19 12SEP24 REGS	MXN	219,722.19	195,211.10	0.59
8,000,000	PHILIPPINES (REP OF) 4.95 15JAN21	PHP	206,343.59	191,754.09	0.58
2,642,000	POLAND GOVT 4 25OCT23 SER 1023	PLN	896,453.84	821,763.46	2.48
5,986,000	POLAND GOVT 5.00 25APR16 SER 0416	PLN	1,928,821.58	1,678,203.35	5.06
665,000	POLAND GOVT 5.50 25OCT19 SER 1019	PLN	223,608.67	208,899.00	0.63
4,690,000	POLAND GOVT 5.75 23SEP22 SER 0922	PLN	1,768,571.83	1,595,620.64	4.81
1,600,000	ROMANIA GOVT 5.9 26JUL17 SER 5Y	RON	525,691.89	441,893.29	1.33
71,500,000	RUSSIAN AGRIC BK OJSC 7.875 07FEB18	RUB	2,360,460.03	933,095.81	2.81
25,300,000	RUSSIAN AGRIC BK OJSC 8.625 17FEB17	RUB	837,673.51	357,705.68	1.08
33,600,000	RZD CAPITAL LTD 8.3 02APR19 REGS	RUB	1,136,216.67	428,280.08	1.29
5,760,000	SOUTH AFRICA REP 10.5 21DEC26 R186	ZAR	695,953.93	609,704.07	1.84
31,800,000	SOUTH AFRICA REP 7 28FEB31 R213	ZAR	2,995,774.60	2,497,988.07	7.50
46,100,000	THAILAND KINGDOM 1.2 14JUL21 SR ILB	THB	1,536,319.30	1,434,299.84	4.33
2,335,000	TURKEY GOVERNMENT 10 17JUN15	TRY	1,361,435.49	935,030.12	2.82
1,366,946	TURKEY GOVERNMENT 10.50 15JAN20	TRY	666,810.47	606,042.66	1.83
1,690,000	TURKEY GOVERNMENT 6.3 14FEB18	TRY	751,833.59	648,460.53	1.96
2,115,000	TURKEY GOVERNMENT 7.1 08MAR23	TRY	858,812.80	793,541.47	2.39
1,440,000	TURKEY GOVERNMENT 8.8 27SEP23	TRY	679,622.64	599,398.23	1.81
Total bonds			42,518,569.26	31,793,732.92	95.88

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at February 28, 2015 (continued)

Emerging Currency Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
B. Medium term note			USD	USD	%
25,100,000	RUSHYDRO FIN LTD 7.875 28OCT15	RUB	785,912.30	388,257.40	1.17
Total medium term note			785,912.30	388,257.40	1.17
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			43,304,481.56	32,181,990.32	97.05
Total investments			43,304,481.56	32,181,990.32	97.05

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
-------------------------------	-----------

Emerging Currency Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Poland		
	Central Government - Debt Issues	12.98
		12.98
Brazil		
	Central Government - Debt Issues	5.94
	Electrical Engineering & Electronic	3.67
	Communications	2.42
		12.03
Turkey		
	Central Government - Debt Issues	10.80
		10.80
Indonesia		
	Central Government - Debt Issues	10.40
		10.40
Colombia		
	Electrical Engineering & Electronic	6.41
	Central Government - Debt Issues	2.30
	Banks & Other Credit Institutions	0.87
	Energy & Public Utilities	0.43
		10.01
Mexico		
	Central Government - Debt Issues	5.53
	Communications	3.45
	Petroleum	0.59
		9.57
South Africa		
	Central Government - Debt Issues	9.37
		9.37
Malaysia		
	Central Government - Debt Issues	8.00
		8.00
Thailand		
	Central Government - Debt Issues	4.33
		4.33
Luxembourg		
	Government Agencies	3.89
		3.89

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Emerging Currency Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Ireland		
	Holding & Finance Companies	2.46
		2.46
Romania		
	Central Government - Debt Issues	1.33
		1.33
Chile		
	Central Government - Debt Issues	0.78
		0.78
Philippines		
	Central Government - Debt Issues	0.58
		0.58
Hungary		
	Central Government - Debt Issues	0.52
		0.52
Total investments		97.05

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(2)【2014年2月28日終了年度】

【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2014年2月28日現在

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

(米ドルで表示)

	エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド		
	注記	米ドル	千円
資産			
投資有価証券			
- 取得原価		77,372,718.21	9,473,516
- 時価評価額	2.2	65,192,216.33	7,982,135
為替先渡契約にかかる未実現評益	2.6,10	1,853,964.50	226,999
債券にかかる未収利息	2.7	1,182,368.88	144,769
現金預金		2,306,007.45	282,348
未収投資有価証券売却代金		739,318.82	90,522
設立費	2.5	64,352.97	7,879
その他の資産		16.46	2
資産合計		71,338,245.41	8,734,655
負債			
未払買戻支払額		559,727.89	68,533
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.6,10	283,444.00	34,705
未払販売管理報酬	3	43,406.08	5,315
未払管理報酬	3	38,665.95	4,734
未払印刷および公告費		34,264.35	4,195
未払販売報酬	7	17,841.95	2,185
未払弁護士報酬		15,460.82	1,893
未払専門家費用		12,611.27	1,544
未払代行協会員報酬	8	5,945.14	728
未払管理事務代行報酬	4	3,567.83	437
未払受託報酬	6	3,286.51	402
未払保管報酬	5	2,377.34	291
負債合計		1,020,599.13	124,962
純資産総額		70,317,646.28	8,609,693
純資産額			
円建て受益証券	日本円	7,154,468,921	円
発行済受益証券口数			
円建て受益証券		7,775,679,326	口
1口当たり純資産価格			
円建て受益証券	日本円	0.9201	円

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2014年2月28日終了年度

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

(米ドルで表示)

	エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド		
	注記	米ドル	千円
収益			
債券にかかる利息	2.7	7,451,408.52	912,350
預金利息	2.7	193.60	24
その他の収益		70.61	9
収益合計		7,451,672.73	912,383
費用			
販売管理報酬	3	834,740.72	102,206
管理報酬	3	743,585.40	91,045
販売報酬	7	343,118.18	42,011
代行協会員報酬	8	114,331.41	13,999
保護預かり費用		90,666.24	11,101
管理事務代行報酬	4	68,613.39	8,401
保管報酬	5	45,718.70	5,598
印刷および公告費		37,582.41	4,602
設立費	2.5	36,425.66	4,460
専門家費用		31,323.81	3,835
取引手数料		27,170.16	3,327
弁護士報酬		24,983.48	3,059
受託報酬	6	11,832.25	1,449
その他の費用		25,420.49	3,112
費用合計		2,435,512.30	298,204
投資純利益		5,016,160.43	614,179

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2014年2月28日終了年度

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

（米ドルで表示）

	エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド	
	注記	米ドル 千円
投資純利益	5,016,160.43	614,179
以下にかかる実現純損益：		
投資有価証券	(5,866,070.45)	(718,242)
外国為替	414,914.63	50,802
スワップ契約	(62,125.25)	(7,607)
為替先渡契約	(13,260,968.90)	(1,623,673)
当期実現純損失	(13,758,089.54)	(1,684,540)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券	(14,861,117.58)	(1,819,595)
為替先渡契約	(1,939,901.88)	(237,522)
スワップ契約	58,114.88	7,116
運用による純資産の純減少	(30,500,994.12)	(3,734,542)
資本の変動、純額		
受益証券発行手取額	13,968,770.29	1,710,336
受益証券買戻支払額	(94,564,468.42)	(11,578,474)
資本の変動、純額	(80,595,698.13)	(9,868,137)
期首現在純資産額	181,414,338.53	22,212,372
期末現在純資産額	70,317,646.28	8,609,693

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報	未監査
------	-----

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド 円建て受益証券

期末現在発行済受益証券口数：	
----------------	--

2013年 2月28日	15,966,259,815
発行口数	1,273,515,944
買戻口数	(9,464,096,433)
2014年 2月28日	7,775,679,326

期末現在純資産総額	米ドル	日本円
-----------	-----	-----

2013年 2月28日	181,414,338.53	16,762,683,912
2014年 2月28日	70,317,646.28	7,154,468,921

期末現在 1口当たり純資産価格	日本円
-----------------	-----

2013年 2月28日	1.0499
2014年 2月28日	0.9201

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2014年2月28日現在

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

注記1．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2012年7月18日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

日本円建ての受益証券が発行されている。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、現地通貨建ての新興国債券およびその他の新興国債務証券（これらの派生商品を含む。）に投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。

投資運用会社および/またはその委託先は、シリーズ・トラストのポートフォリオで、主として現地通貨建ての新興国ソブリン債券およびその他の債券（固定利付または変動利付）に投資し、投資対象には、各国政府が直接発行する国債、政府機関債、国際機関債、社債、短期金融商品および派生商品が含まれるが、これらに限られない。また、米ドル建ての米国国債への投資が行われることもある。

投資運用会社および/またはその委託先は、シリーズ・トラストの投資目的を追求するため、以下の派生商品を利用することができるが、これらに限られない。

（i）国債に関する上場先物

（ ）為替先渡契約（ノン・デリバラブル・フォワード（以下「NDF」という。）を含む。）、および

（ ）スワップ

投資運用会社および/またはその委託先が、投資判断を行うにあたり、債券の信用力または残存年数による制限はない。そのため、シリーズ・トラストの投資対象に関して信用格付の下限はなく、投資対象は、投資適格に格付されることもあれば、投資適格未滿に格付されることもある。債務不履行のリスクを最小限にするため、投資運用会社および/またはその委託先は、投資時および当該投資対象を保有している間、その債券およびその他の債務証券の信用力をモニターする。

投資運用会社は、シリーズ・トラストのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。投資運用会社は随時、その裁量において、他の、または追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

投資運用会社および/またはその委託先は、シリーズ・トラストのポートフォリオで、集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社が運用する集団投資スキームを含むが、これに限らない。）への投資を通じて上記の資産クラスに対するエクスポージャーを得ることができる。

注記2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 スワップの評価

スワップは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は参照当事者の信用リスク、それぞれ発行体、スワップの満期および流通市場における流動性に基づいている。

2.4 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.5 設立費

設立費は、定額法で5年にわたり償却される。

2.6 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する、純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

2.7 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注記3．管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.65パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.73パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記７．販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から純資産総額に対して年率0.30パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記８．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記９．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10．為替先渡契約

2014年2月28日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1 - ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益/ (評価損)
					米ドル
米ドル	282,734.93	マレーシア・ リンギット	930,000.00	2014年3月28日	417.14
米ドル	246,479.77	メキシコ・ペソ	3,280,000.00	2014年3月28日	134.78
米ドル	223,142.35	フィリピン・ ペソ	9,970,000.00	2014年3月28日	(21.66)
米ドル	236,438.88	フィリピン・ ペソ	10,570,000.00	2014年3月28日	109.33
米ドル	378,862.11	ポーランド・ ズロチ	1,160,000.00	2014年3月28日	2,608.31
米ドル	909,299.55	南アフリカ・ ランド	9,905,000.00	2014年3月28日	14,041.67
米ドル	1,155,838.19	タイ・バーツ	37,715,000.00	2014年3月28日	(2,096.97)
米ドル	909,759.46	タイ・バーツ	29,690,000.00	2014年3月28日	(1,511.36)
米ドル	476,614.70	トルコ・リラ	1,070,000.00	2014年3月28日	2,659.81
米ドル	320,923.64	インドネシア・ ルピア	3,929,710,000.00	2014年4月9日	14,659.75
米ドル	60,715.67	インドネシア・ ルピア	718,570,000.00	2014年4月9日	647.67
米ドル	63,468.64	インドネシア・ ルピア	748,930,000.00	2014年4月9日	487.34
米ドル	42,265.93	インドネシア・ ルピア	497,470,000.00	2014年4月9日	216.25
米ドル	400,761.02	インドネシア・ ルピア	4,728,980,000.00	2014年5月21日	(603.94)
コロンビアペソ	3,326,810,000.00	米ドル	1,625,609.58	2014年3月13日	6,208.47
チリ・ペソ	138,570,000.00	米ドル	248,422.37	2014年3月28日	2,097.88
コロンビアペソ	854,360,000.00	米ドル	417,324.87	2014年3月28日	1,707.70
ハンガリー・ フォリント	35,555,000.00	米ドル	156,381.95	2014年3月28日	(683.40)
ロシア・ ルーブル	66,295,000.00	米ドル	1,854,431.53	2014年3月28日	29,176.13
タイ・バーツ	2,000,000.00	米ドル	61,250.11	2014年3月28日	68.03
ブラジル・ レアル	410,000.00	米ドル	173,568.85	2014年4月2日	(1,342.70)
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					68,980.23

10.2 - 円建て受益証券クラスの通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益/ (評価損)
					米ドル
日本円	222,127,253.00	米ドル	2,142,247.17	2014年3月20日	(40,975.99)
日本円	53,008,404.00	米ドル	516,351.67	2014年3月20日	(4,652.39)
日本円	379,347,801.00	米ドル	3,692,326.72	2014年3月20日	(36,171.51)
日本円	14,169,000.00	米ドル	137,699.74	2014年3月20日	(1,563.20)
日本円	176,675,592.00	米ドル	1,716,380.16	2014年3月20日	(20,112.32)
日本円	37,881,318.00	米ドル	364,604.54	2014年3月20日	(7,719.73)
日本円	20,096,568.00	米ドル	192,622.25	2014年3月20日	(4,900.96)
日本円	31,522,188.00	米ドル	302,249.34	2014年3月20日	(7,572.89)
日本円	19,416,539.00	米ドル	185,311.22	2014年3月20日	(5,528.16)
日本円	50,937,088.00	米ドル	484,129.34	2014年3月20日	(16,516.09)
日本円	8,730,009.00	米ドル	83,655.71	2014年3月20日	(2,148.96)
日本円	922,300.00	米ドル	8,825.23	2014年3月20日	(239.79)
日本円	10,394,978.00	米ドル	99,122.51	2014年3月20日	(3,046.64)
日本円	39,175,787.00	米ドル	373,529.62	2014年3月20日	(11,517.53)
日本円	54,569,100.00	米ドル	527,644.50	2014年3月20日	(8,699.09)
日本円	7,250,100.00	米ドル	69,491.66	2014年3月20日	(1,767.42)
日本円	4,034,628.00	米ドル	38,500.89	2014年3月20日	(1,154.27)
日本円	3,082,274.00	米ドル	29,559.66	2014年3月20日	(735.09)
日本円	4,015,071.00	米ドル	38,627.62	2014年3月20日	(835.32)
日本円	197,754,274.00	米ドル	1,900,116.78	2014年3月20日	(43,551.41)
日本円	18,206,100.00	米ドル	175,067.41	2014年3月20日	(3,874.96)
日本円	23,805,985.00	米ドル	228,035.41	2014年3月20日	(5,946.55)
日本円	24,449,640.00	米ドル	236,446.35	2014年3月20日	(3,861.95)
日本円	86,259,617.00	米ドル	842,174.29	2014年3月20日	(5,646.23)
日本円	9,583,218.00	米ドル	93,360.01	2014年3月20日	(830.63)
日本円	202,449,451.00	米ドル	1,970,732.92	2014年3月20日	(19,083.34)
日本円	15,356,758.00	米ドル	148,820.94	2014年3月20日	(2,116.11)
日本円	19,197,708.00	米ドル	187,643.45	2014年3月20日	(1,045.20)
日本円	1,776,200.00	米ドル	17,326.97	2014年3月20日	(130.78)
日本円	25,912,903.00	米ドル	253,204.06	2014年3月20日	(1,486.28)
日本円	19,175,103.00	米ドル	189,497.34	2014年3月20日	1,030.81
日本円	4,451,500.00	米ドル	43,882.43	2014年3月20日	129.93
日本円	17,138,533.00	米ドル	168,896.64	2014年3月20日	446.98
日本円	17,627,086.00	米ドル	172,892.54	2014年3月20日	(358.95)
日本円	71,162,868.00	米ドル	695,263.57	2014年3月20日	(4,175.44)
日本円	2,499,925.00	米ドル	24,386.28	2014年3月20日	(184.75)
日本円	12,286,945.00	米ドル	120,310.68	2014年3月20日	(454.12)
日本円	56,093,365.00	米ドル	551,364.72	2014年3月20日	39.37

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益/ (評価損)
					米ドル
日本円	38,476,928.00	米ドル	378,613.78	2014年3月20日	435.25
日本円	27,440,803.00	米ドル	268,586.68	2014年3月20日	(1,120.95)
日本円	30,293,742.00	米ドル	297,319.57	2014年3月20日	(428.79)
日本円	52,232,101.00	米ドル	509,784.89	2014年3月20日	(3,589.14)
日本円	11,509,344.00	米ドル	112,572.60	2014年3月20日	(549.37)
日本円	23,532,268.00	米ドル	229,517.05	2014年3月20日	(1,774.72)
日本円	10,897,102.00	米ドル	106,457.35	2014年3月20日	(647.08)
日本円	7,355,200.00	米ドル	71,832.97	2014年3月20日	(459.14)
日本円	3,655,600.00	米ドル	35,919.08	2014年3月20日	(10.74)
米ドル	106,451.32	日本円	10,897,102.00	2014年3月5日	651.35
米ドル	71,829.39	日本円	7,355,200.00	2014年3月6日	461.61
米ドル	35,917.35	日本円	3,655,600.00	2014年3月7日	11.96
米ドル	88,001,288.12	日本円	9,132,861,682.00	2014年3月20日	1,762,909.96
米ドル	1,741,063.82	日本円	178,423,350.00	2014年3月20日	12,607.03
円建て受益証券クラスの通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					1,501,540.27

注記11. 為替レート

2014年2月28日現在、使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
ブラジル・レアル	2.3219	ペルー・ヌエボ・ソル	2.8090
チリ・ペソ	560.9092	フィリピン・ペソ	44.6721
コロンビア・ペソ	2053.2252	ポーランド・ズロチ	3.0353
ハンガリー・フォリント	226.0329	ロシア・ルーブル	36.1429
インドネシア・ルピア	11609.3359	タイ・バーツ	32.6373
日本円	101.7450	トルコ・リラ	2.2140
メキシコ・ペソ	13.2629	米ドル	1.0000
マレーシア・リンギット	3.2770	南アフリカ・ランド	10.6801
ナイジェリア・ナイラ	165.1601		

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at February 28, 2014

Emerging Currency Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Emerging Currency Bond Fund USD
Assets		
Investments		
At cost		77,372,718.21
At market value	2.2	65,192,216.33
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.6, 10	1,853,964.50
Interest receivable on bonds	2.7	1,182,368.88
Cash at bank		2,306,007.45
Receivable on investments sold		739,318.82
Formation expenses	2.5	64,352.97
Other assets		16.46
Total assets		71,338,245.41
Liabilities		
Redemptions payable		559,727.89
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.6, 10	283,444.00
Marketing fees payable	3	43,406.08
Manager fees payable	3	38,665.95
Printing and publishing expenses payable		34,264.35
Distributor fees payable	7	17,841.95
Legal expenses payable		15,460.82
Professional expenses payable		12,611.27
Agent Company fees payable	8	5,945.14
Administrator fees payable	4	3,567.83
Trustee fees payable	6	3,286.51
Custodian fees payable	5	2,377.34
Total liabilities		1,020,599.13
Total net assets		70,317,646.28
Net assets		
JPY Unit	JPY	7,154,468,921
Number of units outstanding		
JPY Unit		7,775,679,326
Net asset value per unit		
JPY Unit	JPY	0.9201

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended February 28, 2014

Emerging Currency Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Emerging Currency Bond Fund USD
Income		
Interest on bonds	2.7	7,451,408.52
Bank interest	2.7	193.60
Other income		70.61
Total income		7,451,672.73
Expenses		
Marketing fees	3	834,740.72
Manager fees	3	743,585.40
Distributor fees	7	343,118.18
Agent Company fees	8	114,331.41
Safekeeping fees		90,666.24
Administrator fees	4	68,613.39
Custodian fees	5	45,718.70
Printing and publishing expenses		37,582.41
Formation expenses	2.5	36,425.66
Professional expenses		31,323.81
Transactions fees		27,170.16
Legal expenses		24,983.48
Trustee fees	6	11,832.25
Other expenses		25,420.49
Total expenses		2,435,512.30
Net investment gain		5,016,160.43

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended February 28, 2014 (continued)

Emerging Currency Bond Fund		(Expressed in US Dollar)
	Notes	Emerging Currency Bond Fund USD
Net investment gain		5,016,160.43
Net realised		
Loss on investments		(5,866,070.45)
Gain on foreign exchange		414,914.63
Loss on swap contracts		(62,125.25)
Loss on forward foreign exchange contracts		(13,260,968.90)
Net realised loss for the year		(13,758,089.54)
Net change in unrealised		
Depreciation on investments		(14,861,117.58)
Depreciation on forward foreign exchange contracts		(1,939,901.88)
Appreciation on swap contracts		58,114.88
Net decrease in net assets as result of operations		(30,500,994.12)
Movement in capital		
Subscriptions of units		13,968,770.29
Redemptions of units		(94,564,468.42)
Net movement in capital		(80,595,698.13)
Net assets at the beginning of the year		181,414,338.53
Net assets at the end of the year		70,317,646.28

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information		UNAUDITED	
		Emerging Currency Bond Fund	
		JPY Unit	
Number of units outstanding at the end of the year:			
February 28, 2013		15,966,259,815	
number of units issued		1,273,515,944	
number of units redeemed		(9,464,096,433)	
February 28, 2014		7,775,679,326	
Total net assets at the end of the year:			
		USD	JPY
February 28, 2013		181,414,338.53	16,762,683,912
February 28, 2014		70,317,646.28	7,154,468,921
Net asset value per unit at the end of the year:			
			JPY
February 28, 2013			1.0499
February 28, 2014			0.9201

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements

(As at February 28, 2014)

Emerging Currency Bond Fund

Note 1 - Activity and objectives

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Emerging Currency Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated July 18, 2012, both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

JPY Unit is available for issue.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income generation and long-term capital appreciation through investment in a portfolio of emerging market bonds and other debt instruments denominated in the local currency of issue, including derivatives thereon.

The Investment Manager and/or its delegates primarily invest, for the account of the Series Trust, in a portfolio of emerging market sovereign bonds and other debt securities (which may be fixed or floating) denominated in the local currency of issue, including but not limited to direct obligations of sovereign governments, securities issued by government agencies, supranational bonds, corporate bonds, money market instruments and derivative instruments. Investments may also be made in US Treasury bonds denominated in US dollars.

The Investment Manager and/or its delegates may utilise derivative instruments in order to pursue the Series Trust's investment objective, including but not limited to:

- (i) exchange traded futures on government bonds;
- (ii) forward foreign exchange contracts (including non-deliverable forwards (“NDFs”)); and
- (iii) swaps.

The Investment Manager and/or its delegates are not restricted by credit quality or maturity when making investment decisions. Therefore, no minimum credit rating will apply to the Investments of the Series Trust which may be rated investment grade or below investment grade. In order to minimise defaults, the Investment Manager and/or its delegates will consider the credit quality of the bonds and other debt securities in which it invests both at the time of purchase and on an ongoing basis while such Investments are held in the Series Trust's portfolio.

The Investment Manager has delegated to the Sub-Investment Manager its responsibility for the management of the investment and re-investment of the Series Trust's portfolio.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional investment advisers or investment managers in its discretion.

The Investment Manager and/or its delegates may, for the account of the Series Trust, gain exposure to any of the above asset classes through investing in collective investment schemes, including, without limitation, collective investment schemes that are managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at February 28, 2014)

Emerging Currency Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses), provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at February 28, 2014)

Emerging Currency Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Valuation of Swaps**

Swaps are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from external price providers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator. The calculation of the market value is based on the credit risk of the reference party respectively the issuer, the maturity of the Swap and its liquidity on the secondary market.

2.4 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than the US Dollar are translated into US Dollar at exchange rates ruling at the end of the period. Transactions expressed in foreign currencies are translated into US Dollar at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the period.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight-line basis over a period of five years.

2.6 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.7 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at February 28, 2014)

Emerging Currency Bond Fund**Note 3 - Manager fees and Marketing fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.65 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at the rate of 0.73% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrear subject to a minimum fee per annum of USD 10,000.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.30 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at February 28, 2014)

Emerging Currency Bond Fund**Note 8 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Taxation**Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at February 28, 2014)

Emerging Currency Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at February 28, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1-Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	282,734.93	MYR	930,000.00	28/03/14	417.14
USD	246,479.77	MXN	3,280,000.00	28/03/14	134.78
USD	223,142.35	PHP	9,970,000.00	28/03/14	(21.66)
USD	236,438.88	PHP	10,570,000.00	28/03/14	109.33
USD	378,862.11	PLN	1,160,000.00	28/03/14	2,608.31
USD	909,299.55	ZAR	9,905,000.00	28/03/14	14,041.67
USD	1,155,838.19	THB	37,715,000.00	28/03/14	(2,096.97)
USD	909,759.46	THB	29,690,000.00	28/03/14	(1,511.36)
USD	476,614.70	TRY	1,070,000.00	28/03/14	2,659.81
USD	320,923.64	IDR	3,929,710,000.00	09/04/14	14,659.75
USD	60,715.67	IDR	718,570,000.00	09/04/14	647.67
USD	63,468.64	IDR	748,930,000.00	09/04/14	487.34
USD	42,265.93	IDR	497,470,000.00	09/04/14	216.25
USD	400,761.02	IDR	4,728,980,000.00	21/05/14	(603.94)
COP	3,326,810,000.00	USD	1,625,609.58	13/03/14	6,208.47
CLP	138,570,000.00	USD	248,422.37	28/03/14	2,097.88
COP	854,360,000.00	USD	417,324.87	28/03/14	1,707.70
HUF	35,555,000.00	USD	156,381.95	28/03/14	(683.40)
RUB	66,295,000.00	USD	1,854,431.53	28/03/14	29,176.13
THB	2,000,000.00	USD	61,250.11	28/03/14	68.03
BRL	410,000.00	USD	173,568.85	02/04/14	(1,342.70)
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management					68,980.23

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at February 28, 2014)

Emerging Currency Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class JPY Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
JPY	222,127,253.00	USD	2,142,247.17	20/03/14	(40,975.99)
JPY	53,008,404.00	USD	516,351.67	20/03/14	(4,652.39)
JPY	379,347,801.00	USD	3,692,326.72	20/03/14	(36,171.51)
JPY	14,169,000.00	USD	137,699.74	20/03/14	(1,563.20)
JPY	176,675,592.00	USD	1,716,380.16	20/03/14	(20,112.32)
JPY	37,881,318.00	USD	364,604.54	20/03/14	(7,719.73)
JPY	20,096,568.00	USD	192,622.25	20/03/14	(4,900.96)
JPY	31,522,188.00	USD	302,249.34	20/03/14	(7,572.89)
JPY	19,416,539.00	USD	185,311.22	20/03/14	(5,528.16)
JPY	50,937,088.00	USD	484,129.34	20/03/14	(16,516.09)
JPY	8,730,009.00	USD	83,655.71	20/03/14	(2,148.96)
JPY	922,300.00	USD	8,825.23	20/03/14	(239.79)
JPY	10,394,978.00	USD	99,122.51	20/03/14	(3,046.64)
JPY	39,175,787.00	USD	373,529.62	20/03/14	(11,517.53)
JPY	54,569,100.00	USD	527,644.50	20/03/14	(8,699.09)
JPY	7,250,100.00	USD	69,491.66	20/03/14	(1,767.42)
JPY	4,034,628.00	USD	38,500.89	20/03/14	(1,154.27)
JPY	3,082,274.00	USD	29,559.66	20/03/14	(735.09)
JPY	4,015,071.00	USD	38,627.62	20/03/14	(835.32)
JPY	197,754,274.00	USD	1,900,116.78	20/03/14	(43,551.41)
JPY	18,206,100.00	USD	175,067.41	20/03/14	(3,874.96)
JPY	23,805,985.00	USD	228,035.41	20/03/14	(5,946.55)
JPY	24,449,640.00	USD	236,446.35	20/03/14	(3,861.95)
JPY	86,259,617.00	USD	842,174.29	20/03/14	(5,646.23)
JPY	9,583,218.00	USD	93,360.01	20/03/14	(830.63)
JPY	202,449,451.00	USD	1,970,732.92	20/03/14	(19,083.34)
JPY	15,356,758.00	USD	148,820.94	20/03/14	(2,116.11)
JPY	19,197,708.00	USD	187,643.45	20/03/14	(1,045.20)
JPY	1,776,200.00	USD	17,326.97	20/03/14	(130.78)
JPY	25,912,903.00	USD	253,204.06	20/03/14	(1,486.28)
JPY	19,175,103.00	USD	189,497.34	20/03/14	1,030.81
JPY	4,451,500.00	USD	43,882.43	20/03/14	129.93
JPY	17,138,533.00	USD	168,896.64	20/03/14	446.98
JPY	17,627,086.00	USD	172,892.54	20/03/14	(358.95)
JPY	71,162,868.00	USD	695,263.57	20/03/14	(4,175.44)
JPY	2,499,925.00	USD	24,386.28	20/03/14	(184.75)
JPY	12,286,945.00	USD	120,310.68	20/03/14	(454.12)
JPY	56,093,365.00	USD	551,364.72	20/03/14	39.37

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at February 28, 2014)

Emerging Currency Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class JPY Unit (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
JPY	38,476,928.00	USD	378,613.78	20/03/14	435.25
JPY	27,440,803.00	USD	268,586.68	20/03/14	(1,120.95)
JPY	30,293,742.00	USD	297,319.57	20/03/14	(428.79)
JPY	52,232,101.00	USD	509,784.89	20/03/14	(3,589.14)
JPY	11,509,344.00	USD	112,572.60	20/03/14	(549.37)
JPY	23,532,268.00	USD	229,517.05	20/03/14	(1,774.72)
JPY	10,897,102.00	USD	106,457.35	20/03/14	(647.08)
JPY	7,355,200.00	USD	71,832.97	20/03/14	(459.14)
JPY	3,655,600.00	USD	35,919.08	20/03/14	(10.74)
USD	106,451.32	JPY	10,897,102.00	05/03/14	651.35
USD	71,829.39	JPY	7,355,200.00	06/03/14	461.61
USD	35,917.35	JPY	3,655,600.00	07/03/14	11.96
USD	88,001,288.12	JPY	9,132,861,682.00	20/03/14	1,762,909.96
USD	1,741,063.82	JPY	178,423,350.00	20/03/14	12,607.03
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Class JPY Unit					1,501,540.27

Note 11 - Exchange rates

The exchange rates used as at February 28, 2014 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
BRL	2.3219	PEN	2.8090
CLP	560.9092	PHP	44.6721
COP	2053.2252	PLN	3.0353
HUF	226.0329	RUB	36.1429
IDR	11609.3359	THB	32.6373
JPY	101.7450	TRY	2.2140
MXN	13.2629	USD	1.0000
MYR	3.2770	ZAR	10.6801
NGN	165.1601		

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年6月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	3,194,990,981
負債総額	5,084,006
純資産価額(-)	3,189,906,975
発行済受益証券口数	4,032,549,948口
1口当たり純資産価格(/)	0.7910

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り9 A

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、または受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者により（当該議案が受益者決議の場合）もしくはファンドの受益証券の10分の1以上を保有する登録受益者により（当該議案がファンド決議の場合）書面で要請された場合、当該通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集する。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合は当該ファンドの受益者に対し、15日前までに郵送されるものとする。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21日以上前とする。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとする。受託会社または管理会社の取締役その他の授權された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができる。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、当該集会の直前の評価日に行われる。定足数は受益者2名とするが、受益者が1名しか存在しない場合はこの限りでなく、この場合、定足数は当該受益者1名とする。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により（当該議案が受益者決議の場合）または当該ファンドの受益証券口数の過半数を保有する受益者により（当該議案がファンド決議の場合）承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使することができる。

文書の提供および閲覧

信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の日本における販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除く。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができる。

(八) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

(二) 受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、自らが保有するいずれの受益証券についても譲渡することができる。ただし、譲受人は、関連もしくは該当する法域における法律規定、政府その他の要件もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社または適法に授權された受託会社の代理人が要求する情報を事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、(a) 受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、(b) 譲受人が専ら投資目的のために自己勘定で受益証券を取得すること、および(c) 受託会社がその裁量により要求するその他の事項につき、書面で受託会社に対して表明する必要がある。

(ホ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項なし。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2014年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円で、全額払込済である。管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2014年12月末日現在、約62億円である。

最近5年間に資本金の増減はなされていない。

(2) 管理会社の機構（2015年5月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。同社の取締役会は、以下の7名の取締役から構成される。

スティーブ・リピナー	取締役
スコット・レノン	取締役
ドニ・シャムサディン	取締役
ジェーン・ケー	取締役
ギ・ユーディン	取締役
パトリツィア・ブルツィオ	取締役
ブレンドン・ドネラン	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理する。

管理会社は、ファンドの管理事務をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2015年6月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	23	537,819,573,864円
	オープン・エンド型 会社型投資信託	0	0円

3【管理会社の経理状況】

- (1) 管理会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 管理会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表等

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,838,588	4,166,415
未収委託者報酬	447,075	621,789
前払販売関連費用	13,280,064	11,197,758
未収入金	1,239,048	1,008,407
流動資産計	18,804,775	16,994,370
資産合計	18,804,775	16,994,370
負債の部		
流動負債		
未払金	536,738	550,138
未払費用	1,938,923	1,848,330
流動負債計	2,475,661	2,398,468
固定負債		
長期借入金	10,718,661	8,346,868
固定負債計	10,718,661	10,745,336
負債合計	13,194,322	10,745,336
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,416,377	5,054,958
純資産合計	5,610,453	6,249,034
負債・純資産合計	18,804,775	16,994,370

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	（自	平成25年 1月 1日	（自	平成26年 1月 1日
	至	平成25年12月31日）	至	平成26年12月31日）
営業収益				
委託者報酬		4,594,951		4,376,600
販売管理報酬等		13,004,897		7,042,323
営業収益計		17,599,848		11,418,924
営業費用				
支払手数料		3,924,277		3,764,944
販売関連費用		10,889,897		6,149,407
営業費用計		14,814,174		9,914,351
一般管理費				
事務委託費		260,516		346,848
諸経費		14,458		17,815
一般管理費計		274,974		364,663
営業利益		2,510,700		1,139,908
営業外収益				
受取利息		6,422		5,976
為替差益		25,590		-
営業外収益計		32,012		5,976
営業外費用				
支払利息		369,850		257,704
為替差損		-		4,210
営業外費用計		369,850		261,914
経常利益		2,172,861		883,970
特別損失				
前払販売関連費用追加償却費	* 1	458,490		245,388
税引前当期純利益		1,714,371		638,581
当期純利益		1,714,371		638,581

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	2,702,005	3,896,081	3,896,081
当期変動額					
当期純利益			1,714,371	1,714,371	1,714,371
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,714,371	1,714,371	1,714,371
当期末残高	246	1,193,830	4,416,377	5,610,453	5,610,453

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	4,416,377	5,610,453	5,610,453
当期変動額					
当期純利益			638,581	638,581	638,581
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	638,581	638,581	638,581
当期末残高	246	1,193,830	5,054,958	6,249,034	6,249,034

重要な会計方針

1．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

2．前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

（損益計算書関係）

前事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

* 1．前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

* 1．前払販売関連費用追加償却費

同上

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,838,588	3,838,588	-
(2) 未収委託者報酬	447,075	447,075	-
(3) 未収入金	1,239,048	1,239,048	-
資産計	5,524,711	5,524,711	-
(1) 未払金	536,738	536,738	-
(2) 未払費用	1,938,923	1,938,923	-
(3) 長期借入金	10,718,661	10,718,661	-
負債計	13,194,322	13,194,322	-
デリバティブ取引（*1）			
(1) ヘッジ会計が 適用されていないもの	-	-	-
(2) ヘッジ会計が 適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当事業年度（平成26年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,166,415	4,166,415	-
(2) 未収委託者報酬	621,789	621,789	-
(3) 未収入金	1,008,407	1,008,407	-
資産計	5,796,611	5,796,611	-
(1) 未払金	550,138	550,138	-
(2) 未払費用	1,848,330	1,848,330	-
(3) 長期借入金	8,346,868	8,346,868	-
負債計	10,745,336	10,745,336	-
デリバティブ取引（*1）			
(1) ヘッジ会計が 適用されていないもの	-	-	-
(2) ヘッジ会計が 適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、並びに（3）未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってお
ります。

負債

(1) 未払金、並びに(2) 未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってお
ります。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額
と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	3,838,588	-	-	-
未収委託者報酬	447,075	-	-	-
未収入金	1,239,048	-	-	-
合計	5,524,711	-	-	-

当事業年度(平成26年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,166,415	-	-	-
未収委託者報酬	621,789	-	-	-
未収入金	1,008,407	-	-	-
合計	5,796,611	-	-	-

（注3）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962
合計	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962

当事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	1,984,749	1,984,749	1,741,127	1,240,725	1,013,518	382,000
合計	1,984,749	1,984,749	1,741,127	1,240,725	1,013,518	382,000

（デリバティブ取引関係）

1．取引の時価等に関する事項

通貨関連

前事業年度（平成25年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	588,387	-	-	-
	USドル	682,606	-	-	-
	オーストラリアドル	1,590,642	-	-	-
	合計	2,861,635	-	-	-

（注）1．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、当事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	690,273	-	-	-
	USドル	892,331	-	-	-
	オーストラリアドル	2,033,456	-	-	-
	合計	3,616,061	-	-	-

(注) 1. 時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、当事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,594,951	13,004,897	17,599,849

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,376,600	7,042,323	11,418,924

2．地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・インターナ ショナル・リミ テッド	英国ロン ドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資 運用 委託 (注2)	31,730	未払 費用	691,021
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・ジャパン・ リミテッド	東京都千 代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の 兼任	投資運用 委託 (注2) 事務委託 (注4)	3,923,866 260,516	未払 費用 未払 費用	946,697 260,516
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注3)	1,555,936	預金	3,221,960
						資金の 借入	資金の 返済 (純額) (注3) 利息の 支払 (注3)	4,357,676 369,850	長期 借入金	10,718,661

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資 運用 委託 (注2)	191,367	未払 費用	881,500
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都千代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資運用 委託 (注2) 事務委託 (注4)	3,526,147 346,848	未払 費用 未払 費用	933,438 86,712
同一の親会社を持つ会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注3)	106,773	預金	3,328,733
						資金の 借入	資金の 返済 (純額) (注3) 利息の 支払 (注3)	2,371,792 257,704	長期 借入金	8,346,868

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

（ 1株当たり情報 ）

	前事業年度 〔 自平成25年1月1日 至平成25年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成26年1月1日 至平成26年12月31日 〕
1株当たり純資産額	2,805,228円12銭	3,124,517円88銭
1株当たり当期純利益金額	857,186円05銭	319,290円58銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自平成25年1月1日 至平成25年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成26年1月1日 至平成26年12月31日 〕
当期純利益（千円）	1,714,371	638,581
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,714,371	638,581
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「**関係当事者**」という。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に参与することがある。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれる。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に参与することが予想される。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなる。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとする。異なる顧客（ファンドを含む。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性がある。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証する。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社を除く。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができる。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができる。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に参与することができる。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができる。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「**関連当事者**」という。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができるが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに参与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負わない。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に参与することができる

が、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められない。ただし、上記(a)乃至(c)に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして実行され、かつ、以下に従うものとする。

- () 独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、
- () 該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、
- () 上記()または()に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社(保管会社が関係する取引の場合は管理会社)が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- (d) 関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができる。
- (e) 関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができる。
- (f) 関連当事者は、ファンドのために、(関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する)通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設(直物為替取引および為替契約取引を含む。)を提供せしめることができる。関連当事者は通常利息を認めるが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとする。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更される。

(2) 事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション(以下「MIHC」という。)が保有していた。その後MIHCは解散し、この解散に伴い、その当時MIHCの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ(以下「メロン・バンク」という。)は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くMIHCの資産および負債をすべて引受けた。

その後、メロン・バンクはMIHCの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除くすべての資産をメロン・オーパシズ・インベストメント・コーポレーション(以下「MOIC」という。)に提供した。管理会社のすべての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はMOICの完全子会社となった。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「**受託会社**」)

資本金の額

2015年6月末日現在、受託会社の資本金の額は、48,544,177米ドル(約59億4,375万円)である。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供している。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれる。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改訂)に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けている。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けている。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」)

資本金の額

2015年3月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ(約123億6,468万円)である。

(注)ユーロの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2015年6月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=137.15円)による。

事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行である。

(3) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「**投資運用会社**」)

資本金の額

2015年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円である。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいる。

(4) スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー (「**副投資運用会社**」)

資本金の額

副投資運用会社の資本金の額は公開されていない。なお、副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2014年12月末日現在における資本金の額は374億4,100万米ドル(約4兆5,843億円)である。

事業の内容

副投資運用会社は、1933年に米国マサチューセッツ州において設立され、1940年米国投資顧問法に基づき、投資顧問業を営んでいる。

(5) S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」）

資本金の額

2015年5月末日現在、代行協会員の資本金の額は、100億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(6) 株式会社三井住友銀行（「販売会社」）

資本金の額

2015年3月末日現在、販売会社の資本金の額は、約1兆7,709億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づく日本における登録金融機関である。日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会および一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入している。

2【関係業務の概要】

(1) C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、各ファンドの受託業務を行う。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産総額の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれる。

(3) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行う。

(4) スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー ・エル・エル・シー
（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドの副投資運用業務を行う。

(5) S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」）

代行協会員の業務を行う。

(6) 株式会社三井住友銀行（「販売会社」）

受益証券の販売・買戻しに関する業務を行う。

3【資本関係】

- (1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「**受託会社**」)
該当事項なし。
- (2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」)
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の完全子会社である。
- (3) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「**投資運用会社**」)
投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。
- (4) スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー
(「**副投資運用会社**」)
副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。
- (5) S M B C日興証券株式会社(「**代行協会員**」)
S M B C日興証券株式会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の株式の100%を保有している。
- (6) 株式会社三井住友銀行(「**販売会社**」)
株式会社三井住友銀行は、S M B C日興証券株式会社の株式の100%を保有している。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年3月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,755であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な

専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要

件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定められた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行なうことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネジャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いましくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

（c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いましくはそのように意図している場合

（d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いましくはそのように意図している場合

（e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いましくはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2013年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2013年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行わなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期間を取ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
- () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するた

めに適切と考える命令を求めて申請することができ、グラントコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
- (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
- (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
- (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えず、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10（e）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
 - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1 (a) 項から9.1 (d) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1 (a) 項から9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 两条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラス

ト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

(i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

() マスター・ファンド、リーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

() 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

(h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

(a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

(b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

(a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

(b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

(c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

(d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

(a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

(i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

() 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）

() 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

() 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

(v) 監査人の氏名および住所

- () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

(1) 目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、代行協会、販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。

(2) 交付目論見書には次の趣旨の文章および事項が記載されることがある。

「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」

「この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。」

「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされております。」

「E D I N E T（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はW E Bサイト（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。」

「ファンドは、主に外貨建て債券等を投資対象としています。ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられた債券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドに組入れられた債券等は、その発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。」

「投資信託は預貯金と異なります。」

「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

「ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です（開設・口座管理料等に関しては日本における販売会社にお問い合わせ下さい。）。」

有価証券届出書の提出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

クローズド期間がない旨

(3) 請求目論見書の表紙または表紙の裏には次の文章が記載される。

「請求目論見書とは、金融商品取引法第15条第3項の規定により、同法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書のことです。投資者から交付の請求があったときには、直ちに、交付しなければならない目論見書です。請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。」

(4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

(5) ファンド証券の券面は発行されない。

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有する。

「C D S C」	条件付後払い販売手数料をいう。
「N D F」	「投資目的と投資方針」の項で当該表現に指定された意味を有する。
「S & P」	スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズをいう。
「受渡営業日」および 「日本における営業日」	日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。
「営業日」および 「ファンド営業日」	ニューヨーク、ルクセンブルグおよび日本の銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「英文目論見書」	ファンドに関する2004年6月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足される。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいう。
「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいう。
「買戻請求書」	管理会社または管理事務代行会社が承諾する様式にて提出される買戻請求書をいう。
「買戻日」	各営業日またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「管理会社」	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいう。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としての資格におけるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された2006年3月30日付管理事務代行契約をいい、適宜変更または補足される。
「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法をいう。

「現地分配基準日」	各年の8月の10暦日もしくは当該日がファンド営業日ではない場合には直後のファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできる各年のその他の日をいう。
「現地分配日」	各現地分配基準日の後4ファンド営業日目の日またはファンドに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいう。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいう。
「受益者決議」	受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいう。
「受益証券」	円建ての受益証券であるファンドの受益証券をいう。
「受益証券1口当たり純資産価格」	純資産総額を評価時に発行済の受益証券の口数で除して算出される額をいう。
「受託会社」	トラストの受託者としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいう。
「純資産総額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいう。
「シリーズ・トラスト」および「ファンド」	受託会社と管理会社との間の基本信託証書、2012年7月18日付補足信託証書および2015年7月31日付補足信託証書に基づいて設立されたトラストのシリーズ・トラストである、エマージング・カレンシー・ボンド・ファンドをいう。
「設定日」および「払込日」	2012年8月29日をいう。
「代行協会員」	S M B C日興証券株式会社をいう。

「適格投資家」	以下の()から()に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。 ()米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、()ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体(慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く。)、()適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに()上記()から()に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または管理会社が受託会社の承諾を得てファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者、法人もしくは法主体をいう。
「投資運用会社」	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間で締結された2012年7月19日付投資運用契約をいう。
「投資対象通貨」	ファンドの投資対象が表示される通貨をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるメロン・オフショア・ファンズをいう。
「取引日」	設定日からの各営業日(ただし、平成24年8月28日に投資者から販売会社に対して行われた受益証券の申込みについては、設定日とする。)、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「販売会社」または 「日本における販売会社」	株式会社三井住友銀行をいう。
「評価日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会においてファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により可決された決議をいう。
「副投資運用会社」	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーをいう。
「副投資運用契約」	投資運用会社と副投資運用会社との間で締結された2012年7月19日付副投資運用契約をいう。

「分配期間」	最初の分配期間の場合には設定日に開始し、その後については前の現地分配基準日の翌暦日に開始し、現地分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「米ドル」、「USD」 および「US\$」	米国の法定通貨であるドルをいう。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格におけるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「保管契約」	受託会社と保管会社との間で締結された2006年3月30日付保管契約をいい、適宜変更または補足される。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいう。
「ユーロ」および「€」	1992年2月7日にマーストリヒトで署名された欧州連合条約に従って単一通貨を採用した欧州連合参加加盟国の共通通貨をいう。

独立監査人報告書

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンドの受託会社としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2015年2月28日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記で構成される、メロン・オフショア・ファンズ - エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト）の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2015年2月28日現在のメロン・オフショア・ファンズ - エマージング・カレンシー・ボンド・ファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度に関する運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2015年6月18日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Emerging Currency Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - Emerging Currency Bond Fund (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at February 28, 2015 and the statement of operations and changes in net assets for the year ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore Funds - Emerging Currency Bond Fund as at February 28, 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
June 18, 2015

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年 6月30日

B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人報告書

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンドの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2014年2月28日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記で構成される、メロン・オフショア・ファンズ - エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト）の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2014年2月28日現在のメロン・オフショア・ファンズ - エマージング・カレンシー・ボンド・ファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度に関する運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2014年6月26日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Emerging Currency Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - Emerging Currency Bond Fund (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at February 28, 2014 and the statement of operations and changes in net assets for the year ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore Funds - Emerging Currency Bond Fund as at February 28, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
June 26, 2014

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。